

平成19年第1回北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第1号

平成19年2月8日（木） 中野市豊田支所大会議室に開く。

平成19年2月8日（木） 午前10時開議

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 仮議席の指定
- 3 議案第1号 議長選挙
- 4 議席の指定
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 会期等の決定
- 7 議案第 1号 北信広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第 2号 北信広域連合介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正
する条例案
- 9 議案第 3号 平成19年度北信広域連合一般会計予算
- 10 議案第 4号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予
算
- 11 議案第 5号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予
算
- 12 議案第 6号 平成19年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 13 議案第 7号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予
算
- 14 議案第 8号 平成19年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 15 議案第 9号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会
計予算

- 16 議案第10号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計
予算
- 17 議案第11号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会
計予算
- 18 議案第12号 平成19年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 19 議案第13号 平成19年度北信広域連合公平委員会特別会計予算
- 20 議案第14号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(21名)

1番 勝山泰明議員	13番 富井耕一議員
2番 荻原勉議員	14番 武田貞夫議員
3番 宮崎元明議員	15番 渡辺正男議員
4番 高橋正治議員	16番 山崎一郎議員
5番 林紘一議員	17番 青木豊一議員
6番 小林洋之議員	18番 (欠員)
7番 山上政彦議員	19番 藤木八十治議員
9番 西条豊政議員	20番 久保田三代議員
10番 竹内卯太郎議員	21番 西澤忠和議員
11番 高木尚史議員	22番 渡邊力議員
12番 坂原シモ議員	23番 武田典一議員

欠席議員 次のとおり(1名)

8番 島田伯昭議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長 西原 仁	副主幹 小野幸司
事務局次長補佐兼総務係長 石川保文	主査 西田幸一
保険福祉係長 養田昭二	

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	青木 一	幹事	土屋 喜久夫
副広域連合長	石田 正人	幹事	富井 俊雄
副広域連合長	中山 茂樹	幹事	齋藤 家富
副広域連合長	柳澤 萬壽雄	事務局次長	関谷 竹志
副広域連合長	河野 幹男	望岳荘施設長	湯本 和男
副広域連合長	高橋 彦芳	高社寮施設長	池田 剛
助 役	小林 貫男	千曲荘施設長	町井 和夫
収 入 役	西川 詔男	いで湯の里施設長	山岸 元春
幹 事	小林 照里	菜の花苑施設長	丸山 善雄
幹 事	足立 正則	ふるさと苑施設長	武田 良平
幹 事	岩本 敏男	監査委員	金井 義信

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、西原事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開 会

副議長(武田典一君) ただいま報告のとおり、出席議員数が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、平成19年第1回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

副議長(武田典一君) 新議員のご紹介をさせていただきます。

この際、日程に入る前に報告事項を申し上げます。平成18年11月19日執行の飯山市議会議員選挙により、飯山市議会より新たに広域連合議会議員に3名の議員が選出されました。また木島平村議会選出の山崎治茂議員、中野市議会選出の丸山栄一議員より辞職願いが提出され、地方自治法第126条の規定に基づき辞職を許可いたしましたので、報告いたします。

なお、ここで新しく広域連合議会議員に選出されました方をご紹介申し上げます。飯山市

議会から高橋正治議員、西條豊致議員、山崎一郎議員、木島平村議会から渡邊力議員であります。

以上でございます。

2 仮議席の指定

副議長（武田典一君） 日程2、この際、議事の進行上、新しく議員になられました議員について、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

副議長（武田典一君） ここで、広域連合長からごあいさつがございます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 本日ここに、平成19年2月北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

さて、ことしの冬は暖冬で、かつ雪の少ない、昨年とは正反対の冬を迎えており、日常の暮らしにおいては、今のところ過ごしやすい冬となっておりますが、この深刻な雪不足は、各方面に影響が出てきております。昨年のような豪雪は、大きな災害をもたらす非常に危険なものではありますが、やはり四季折々の変化がはっきりとあってこそ、生活や地域経済の基盤でありますし、また北信地域のグレードが増すわけでありまして、自然が相手とはいえ、なかなか思うように事が運ばないのが現状であります。

ただ、この雪不足は、また暖冬といった異常気象は、報道等を見ますと世界規模で起こっており、各地で異変が生じ、今までの気象条件が年々変わってきていることが、顕著にあらわれていることも事実であります。動物や植物といった生態系等にも影響が出てきている状況であります。

今後は広い意味で自然を守る努力が世界規模で必要であり、この北信地域でも何をすべきか、住民が皆で認識を持ち、考えていく必要を改めて感じておる次第であります。

次に、今年度各地で流行し、死者まで出て猛威を振るった感染性胃腸炎ノロウイルスであります。当広域連合におきましても、老人ホームの2施設でノロウイルス、あるいは疑わしき発症がありました。日ごろから健康管理には細心の注意を払っておるわけですが、入所者及び職員合わせて94名の発病が、今までに確認されていますが、現在は感染症状もおさ

まった状況でございます。

今後は、今まで以上に施設利用者及び職員の健康管理について、嘱託医とさらに連携を密にし、職員一人一人が高い健康管理意識を持ち、万全の体制をとってまいり所存であります。改めてご迷惑をおかけした関係各位には、この場をお借りしましておわびを申し上げます。

さて、国においても地方においても、今まで同様、厳しい財政状況が続いている昨今であります。当広域連合におきましても、今まで以上にむだをなくし、経費削減をさらに図り、スクラップ・アンド・ビルドを実行しながら、施設の管理運営のスリム化に努めるとともに、職員一丸となって、この状況を肝に銘じて、創意工夫をもって、心のこもったサービスに当たり、モチベーションの向上を常に持ち、ニーズに合った対応をさらに努めてまいりたいと、気持ちを新たに取り組んでいるところであります。

年々老人ホームを取り巻く環境は、制度改正等により収入減を強いられ、非常に台所事情の厳しい、やりくりが大変な状況となっております。そこで、本年度老人ホームの運営等のあり方を研究するために、広域保健福祉推進方策研究会を立ち上げ、その方策に本腰を入れて取り組んでいるところであり、その研究成果のまとめも大詰めを迎え、近々議員の皆様へ報告ができる予定にしております。

また、この北信地域を元気づけ活性化を図るべく、観光の推進として、広域観光推進方策研究会を本年度同時に立ち上げました。こちらにも保健福祉同様、まとめ次第、ご報告をさせていただきます予定にしております。

いずれにいたしましても、この二つの研究会の報告に基づきます事業推進に当たりましては、今後とも引き続き議員各位のお力添えをお願いを申し上げます。

次に、平成19年度の新年度予算であります。市町村財政の逼迫した中で、健全財政の堅持を図り、さらなる施設サービスに取り組むべく、限られた予算を有効に活用し、よりよい事業成果が得られるような予算編成をさせていただきました。

細部につきましては、各議案の中でご説明を申し上げますが、前段でも申し上げましたとおり、今後ともさらに経費節減に努め、サービスの低下を来さないよう、地域住民の福祉増進及び地域振興に寄与してまいり所存であります。議員各位におかれましては、今後ともより一層、格別なご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本日、提案いたします議案は、条例案2件、新年度予算案11件、人事案1件、合計14件であります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではありますが、ごあ

いさつとさせていただきます。

副議長（武田典一君） ありがとうございます。

3 議長の選挙について

副議長（武田典一君） 日程3 議第1号 議長の選挙についてを議題といたします。

議長につきましては、飯山市議会議員選挙に伴い空席となっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（武田典一君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選によることに決しました。

指名の方法につきましては、議長において指名することいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（武田典一君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

議長には、山崎一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山崎一郎議員を、議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（武田典一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山崎一郎議員が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山崎一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

この際、山崎一郎議員のあいさつをお願いいたします。

山崎一郎議員。

（議長 山崎一郎議員 登壇）

議長（山崎一郎君） ただいま議長にご推薦いただきました、飯山市議会の山崎一郎でございます。大変未熟でございますが、今ご指名をいただきましたので、その任にしっかり当たらせていただきたいと思います。

今、それぞれの行政の置かれた状況は、大変厳しい現実がございます。こういうときこそ、私は広域議会の置かれた役割が非常に重要だと、そのように認識しております。ここにおいで、それぞれの議会の代表議員の皆様方としっかり議論をさせていただいて、地域のおかれた課題に取り組みできればと、そのように思っております。

どうぞ、ふなれな私でございますが、ご協力をお願いして、あいさついたします。ありがとうございました。

副議長（武田典一君） ありがとうございます。

ここで、議長を交代いたします。

（議長交代）

議長（山崎一郎君） それでは、議長を交代いたしました。

4 議席の指定

議長（山崎一郎君） 日程4、議席の指定を行いたいと思います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと存じます。

議員の氏名とその議席の番号を、事務局次長に朗読させます。

（事務局次長、議員氏名と議席番号を朗読）

5 会議録署名議員の指名

議長（山崎一郎君） 日程5、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

10番 竹内卯太郎 議員

11番 高木尚史 議員

を指名いたします。

6 会期等の決定

平成19年第1回北信広域連合議会定例会運営日程（案）

会期：平成19年2月8日（木）～2月16日（金） 9日間

月日	曜日	時間	会議	摘要
2月8日	木	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
9日	金		休会	議案審査のため

10日	土		〃	土曜日のため
11日	日		〃	日曜日のため
12日	月		〃	議案審査のため
13日	火		〃	議案審査のため
14日	水		〃	議案審査のため
15日	木		〃	議案審査のため
16日	金	午後 1時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長（山崎一郎君） 次に、日程6、会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、お手元に配付いたしました平成19年第1回北信広域連合議会定例会運営日程（案）のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおり決定しました。

なお、監査委員から報告のありました例月出納検査及び定期監査の結果を、お手元に配付いたしてありますので、ご了承願いたいと思います。

議事に入る前に、以降、議案の「北信広域連合」の部分については、省略をさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

7 議案第 1号 北信広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

8 議案第 2号 北信広域連合介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

議長（山崎一郎君） 日程7、議案第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案及び日程8 議案第2号 介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案の2議案を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第 1 号 北信広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の改正により、助役を副管理者に改め、収入役を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第 2 号 北信広域連合介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、介護認定審査会の委員の定数を、30人から36人に増員する条例案でございます。現在、30人の委員により、年間約120回の認定審査会を開催しておりますが、介護保険制度の改正に伴う要支援区分の新設や区分変更、また、認定更新件数の増加により、平成19年度においては年間500件ほどの審査件数が増加が予想され、また現在の審査件数そのものも、他の広域連合と比べて多いことから、6人の委員増を図り、審査委員の負担軽減と迅速な認定審査を実施していく必要があるため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 9 議案第 3号 平成19年度北信広域連合一般会計予算
- 10 議案第 4号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
- 11 議案第 5号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 12 議案第 6号 平成19年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 13 議案第 7号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 14 議案第 8号 平成19年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 15 議案第 9号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計
予算
- 16 議案第10号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予
算
- 17 議案第11号 平成19年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計
予算
- 18 議案第12号 平成19年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 19 議案第13号 平成19年度北信広域連合公平委員会特別会計予算

議長（山崎一郎君） 日程9、議案第3号 平成19年度一般会計予算から、日程19、議案

第13号 平成19年度公平委員会特別会計予算までの11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 議案第3号から議案第13号までの11議案を一括してご説明を申し上げます。

なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

初めに、議案第3号 平成19年度一般会計予算について申し上げます。本案の予算総額は昨年度より1,125万1,000円の減の3億6,862万7,000円でございます。

それでは、歳入から願いをいたします。

1款分担金及び負担金が2億2,036万8,000円であります。これは関係市町村からの経常経費、介護保険、特養建設にかかわる起債償還金及び病院群輪番制病院運営補助事業、障害者自立支援事業分担金等の継続事業分を計上いたしました。

2款繰入金では、1億4,659万円を計上いたします。内訳は、特養4施設の建設時の起債償還分1億3,430万円及び主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費2人分1,416万円を、老人ホームの各特別会計からの繰入金として計上いたしました。

続いて、歳出であります。2款総務費の主なもので、1項総務管理費が8,066万2,000円あります。内訳は職員8人分の人件費を含む一般管理費のほか、広域観光及び保健福祉推進方策研究会の研究結果に基づいた事業を実施する費用として、161万4,000円を計上いたしました。

3款民生費では、1項社会福祉費で6,157万3,000円、主なものとして、1目介護保険総務費では職員2人分の人件費等で1,238万円。2目介護認定審査会費では、審査会運営費及び介護認定システム保守点検、システム借上料などで1,828万円。3目入所判定委員会費では6万円で、主なものは委員報酬費等であります。4目老人福祉費では2,944万9,000円ですが、これは繰出金として、特別養護老人ホーム望岳荘改築事業に充てたふるさと市町村圏基金への償還金分2,038万8,000円、ふるさと苑会計への交付税の繰出分906万1,000円を計上いたしました。5目入所検討委員会費では25万5,000円で、主なものは委員報酬等を計上いたしました。6目障害程度区分認定

審査会費では114万9,000円で、主なものは委員報酬等を計上いたしました。

4款衛生費では3,390万8,000円で、病院群輪番制病院運営事業補助金として計上いたしました。

5款公債費では1億9,055万8,000円で、老人ホーム建設にかかわる起債償還分として1億8,472万5,000円、望岳荘短期保護施設建設にかかわる起債償還金更正繰上償還分として583万3,000円を計上いたしました。

次に、老人ホーム特別会計に関しまして、各施設に共通する事項についてご説明を申し上げます。構成市町村の負担軽減を図るため、建設時の起債償還分を各事業特別会計で継続して支出することいたしました。

なお、菜の花苑事業特別会計につきましては、起債借入時の経緯もあり、従来どおり市町村分担金をお願いをしております。

次に、施設利用者への介護サービスの向上についてですが、介護の充実、機能回復訓練の充実及びユニットケア充実に向けた適正な職員の人員配置に当たります。

次に、施設利用者の処遇改善、安全性の確保の面からは、リクライニング式車いす等への更新、ストレッチャーの更新、電動ベッド及び低床ベッドへの更新など、また設備面では居室改修、換気設備設置、高圧受変電設備増設等を予定しております。

今後とも施設利用者の利便性の向上、施設サービスの充実に向け施設整備、体制強化、職員研修等を、健全経営の範囲内で充実してまいる所存でありますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第4号 平成19年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、望岳荘の施設利用者90人及び短期入所施設6床分の処遇にかかわるもので、予算総額は3億8,210万1,000円でございます。

歳入では、主な財源であります1款分担金及び負担金として、施設利用者負担金3億6,365万3,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が、3億7,135万1,000円であります。新規拡大分としては、起債償還分の一部強制繰上償還に583万3,000円、施設利用者介護用、医療用備品の更新に115万5,000円、施設長嘱託化に伴う嘱託報酬などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に770万円を計上しております。

次に、議案第5号 平成19年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、特別養護老人ホーム利用者70人及び短期入所施設6床分の処遇にかかわるもので、予算総額は2億9,208万3,000円でございます。

歳入では、主な財源であります1款分担金及び負担金として、施設利用者負担金2億8,243万6,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が2億6,334万8,000円あります。新規拡大分としては、施設長嘱託化に伴う嘱託報酬などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に2,570万円を計上しております。

次に、議案第6号 平成19年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、養護老人ホーム利用者50人の処遇にかかわるもので、予算総額は1億4,569万5,000円でございます。

歳入では、主な財源であります1款分担金及び負担金として、老人保護措置費負担金8,772万6,000円、特定施設利用者負担金3,092万4,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費1億4,439万5,000円あります。新規拡大分としては、特定施設システム保守・借上料8万円、外部サービス提供委託料として2,451万3,000円などを計上いたします。

2款諸支出金では、財政調整基金積立金に10万円を計上しております。

次に、議案第7号 平成19年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、特別養護老人ホーム利用者60人及び短期入所施設6床分の処遇にかかわるもので、予算総額は2億5,800万円でございます。

歳入では、主な財源であります1款分担金及び負担金として、施設利用者負担金2億4,798万5,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が2億5,366万円あります。主なものとしては、施設整備にかかわる起債償還分の一般会計繰出金に1,619万6,000円、新規拡大分としては、受水槽上屋設備と高圧受変電設備等施設整備に325万7,000円、調理器具、介護用品、医療機器の更新に321万3,000円を計

上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に210万円を計上しております。

次に、議案第8号 平成19年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、養護老人ホーム利用者50人の処遇にかかわるもので、予算総額は1億5,200万円でございます。

歳入では、主な財源であります1款分担金及び負担金として、老人保護措置費負担金9,095万8,000円、特定施設利用者負担金2,766万4,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が1億5,040万円であります。新規拡大分としては、受水槽上屋施設、高圧受変電設備等施設整備に246万8,000円、調理器具、介護用品、医療機器の更新に104万2,000円、利用者の身体状況低下に伴う施設整備改修工事に111万9,000円を計上いたしました。

次に、議案第9号 平成19年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、いで湯の里の施設利用者70人及び短期入所施設10床分の処遇にかかわるもので、予算総額は3億2,716万円でございます。

歳入では、主な財源であります1款分担金及び負担金として、施設利用者負担金3億80万9,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が3億2,491万円あります。主なものとして、施設整備にかかわる起債償還分の一般会計繰出金に2,994万2,000円、新規拡大分として、介護員室天井改修工事及び玄関屋根改修工事に101万4,000円、介護用品の更新に162万3,000円を計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に20万円を計上しております。

次に、議案第10号 平成19年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、菜の花苑の施設利用者60人及び短期入所施設10床分の処遇にかかわるもので、予算総額は2億7,999万7,000円でございます。

歳入では、主な財源であります1款分担金及び負担金として、施設利用者負担金2億6,473万1,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が2億7,885万7,000円
であります。新規拡大分としては、除排雪の委託料に38万1,000円、調理器具、介護
用品、医療機器の更新に101万5,000円を計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に10万円を計上しております。

次に、議案第11号 平成19年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算につ
いて申し上げます。

本案は、ふるさと苑の施設利用者70人及び短期入所施設5床分の処遇にかかわるもので、
予算総額は3億4,606万5,000円でございます。

歳入では、主な財源であります1款分担金及び負担金として、施設利用者負担金2億
8,064万4,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が3億4,293万9,000円
であります。主なものとして、施設整備にかかわる起債償還分の一般会計繰出金に
4,899万4,000円、新規拡大分として、除排雪の委託料に43万6,000円、厨
房エアコン施設設置、トイレ汚物処理室改修の施設整備に194万3,000円、介護用品
の更新に24万3,000円を計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に10万円を計上しております。

次に、議案第12号 平成19年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について申し上げ
ます。

本案は、予算総額が2,473万2,000円でございます。

歳入では、1款財産収入の財産運用収入648万2,000円。2款繰入金では、特別養
護老人ホーム望岳荘建設事業貸付にかかわる元金返済分の繰入金1,759万9,000円、
3款繰越金65万1,000円を計上いたします。

歳出では、1款広域市町村圏振興整備事業費の主なものとして、広域観光推進方策研究会
の研究結果に基づいた事業を推進する費用として500万円、また望岳荘建設事業貸付にか
かわる元金の返済に伴うその積立金、1,759万9,000円を計上いたしました。

次に、議案第13号 平成19年度公平委員会特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が140万円でございます。

歳入では、1款分担金及び負担金で、共同処理する組織市町村等からの分担金97万
9,000円、他会計繰入金13万6,000円、繰越金28万5,000円を計上いたし
ました。

歳出では、1款総務費138万2,000円のほか、予備費を計上いたしました。

以上、11議案につきまして一括ご説明を申し上げます。各会計の詳細につきましては、事務局次長及び各施設長から補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

なお、主要事業の概要につきましては、お手元に「主要施策概要説明書」を申し上げますので、参考にさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議をお願いいたします。

以上であります。

議長（山崎一郎君） 続いて、事務局次長及び各施設長において、本案の補足説明がありましたらお願いいたします。

（事務局次長 挙手）

議長（山崎一郎君） 最初に、事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） それでは、議案第3号 平成19年度一般会計予算について補足の説明をいたしたいと思っております。

過日、予算書と一緒に送りました主要施策概要説明書といった、こういった資料があるかと思いますが、これに基づいてご説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページをご覧ください。1款1項議会費59万7,000円ですが、議員報酬、議事録編集委託料等でございます。

その下、2款1項総務管理費8,066万2,000円ですが、1目一般管理費として事務局職員人件費のほか、庁舎共通管理費等々でございます。

2目企画費として、今年度行っております広域研究会の検討結果は、まだ報告には至っておりませんが、19年度では取り組みが必要となってくると思われるものなど、概算で計上いたしております。

2項選挙費7万5,000円ですが、選挙管理委員会定例会の運営費であります。

3項監査委員費25万4,000円ですが、毎月の出納検査、定期監査、決算審査にかかわる運営費でございます。

2ページをお願いいたします。3款1項社会福祉費6,157万3,000円ですが、1目介護保険総務費としては、事務局職員人件費が主なものであります。

2目介護認定審査会費は、年間146回の開催を予定しております審査会の委員報酬、支援システムの借上料・委託料が主なものであります。

3目入所判定委員会費は、4回の開催運営費でございます。

4目老人福祉費は、施設建設の際の借入金返済にかかる会計管理納付分でございます。

5目入所検討委員会費は、12回の開催運営費。

6目障害程度区分認定審査会費は、12回の開催運営費でございます。

4款1項保健衛生費3,390万8,000円でございますが、病院群輪番制運営事業でありまして、北信総合病院、飯山赤十字病院への補助を予定しております。

一般会計は以上でございます。

(望岳荘施設長 挙手)

議長(山崎一郎君) 次に、望岳荘施設長お願いします。

望岳荘施設長(湯本和男君) 続きまして、議案第4号 平成19年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計につきましてご説明を申し上げます。

概要説明書の3ページをお願いします。1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。

1目施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員19人分の報酬及び一般職員32人分の給料等の人件費関係と、施設長嘱託化に伴う報酬及び施設建設の起債償還繰出金が主なものであります。

2目施設管理費では、施設設備の保守点検委託料、施設設備整備事業で喫煙所設置、事務用パソコンの購入などが主なもので、施設の適切な維持管理を図るものであります。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかる費用として、嘱託医報酬、電気、水道、下水道料や、ボイラー用燃料費、施設利用者の食事賄い費などを計上いたしました。備品関係では、車いす、ストレッチャー、食堂のテーブルなどの購入費用を計上いたしました。

4目保健衛生費では、医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主なものになります。設備整備事業として、備品で吸引器の更新費用を計上いたしました。

以上でございます。

(高社寮施設長 挙手)

議長(山崎一郎君) 次に、高社寮施設長。

高社寮施設長(池田 剛君) それでは、議案第5号 平成19年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計についてご説明申し上げます。

主要概要説明書の4ページをお願いいたします。1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。

1目施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員12名の報酬及び一般職

員 2 6 名分の給料等の人件費関係と、施設長嘱託化に伴う報酬が主なものでございます。

2 目施設管理費であります。施設一般管理事業から清掃業務委託事業までにつきましてはお覧のとおりでございます。なお、施設設備整備事業につきましては、利用者を喫煙による受動から守るため喫煙所設置工事、また調理器具等の衛生管理を図るため、食器戸棚の購入等快適な居住環境を図るための脱臭除菌器の購入等によりまして、施設利用者の利便性の向上を図るものでございます。

3 目施設生活費では、利用者の生活にかかわる費用といたしまして、施設生活費と施設入所者健康管理事業につきましてはお覧のとおりでございます。

4 目保健衛生費でございますが、医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主なものでございます。

続きまして、議案第 6 号 平成 1 9 年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計についてご説明申し上げます。

主要概要説明書の 5 ページをお願いいたします。1 款民生費 1 項養護老人ホーム事業費について申し上げます。

1 目施設総務費におきましては、栄養士、嘱託職員 1 名分の報酬及び一般職員 1 2 名分の給料等の人件費関係が主なものでございます。

2 目施設管理費につきましては、施設一般管理事業と職員予防接種等事業につきましては、お覧のとおりでございます。なお、特定施設システム整備事業では、平成 1 8 年 1 0 月から医療法の見直しによりまして、介護保険制度を導入することとなり、外部から介護サービスの提供を受けることになりましたことから、円滑な事業の推進を図るため、システムの保守点検委託料と借上料を計上いたしました。次に、施設設備整備事業でございますが、パソコンにつきましても医療法の見直しに伴い、円滑な事業の推進を図るため、1 台分を計上いたしました。

3 目施設生活費におきましては、施設生活費から扶助費につきましてはお覧のとおりでございます。とりわけ施設外部サービス利用事業につきましては、さきにも申し上げましたが、見直しに伴い、訪問介護事業所からの介護サービスの提供を受けることになりましたことによる委託料でございます。

4 目保健衛生費では、特養と同様に医薬材料費、入所者の健康管理検査手数料等が主なものでございます。

以上でございます。

(千曲荘施設長 挙手)

議長(山崎一郎君) それでは、次に千曲荘施設長。

千曲荘施設長(町井和夫君) 続きまして、議案第7号 平成19年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計につきましてご説明を申し上げます。

概要説明書の6ページをお願いいたします。1款民生費1項特別養護老人ホーム事業で申し上げます。

1目の施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員12名分の報酬及び一般職員23名分の給料等の人件費関係と、施設整備費起債償還金1,619万6,000円が主なものでございます。

2目の施設管理費につきましては、施設整備事業に伴って、養護と案分で屋外設置の受水槽を保護するための上屋の設置工事及びそれに伴う喫煙所の設置工事、それから高圧受変電設備の容量不足による増設等でございます。それから、備品につきましては調理器具の老朽化に伴いまして、食器洗浄機、自動炊飯器を各1台それぞれ更新するということでございます。

それから、3目の施設生活費におきましては、施設利用者の生活にかかわる賄い材料費1,955万円と、燃料費、光熱水費、水道使用料等が主なものでございます。そのほか健康管理及び機能回復等の委託事業、備品等の整備費を計上いたしました。備品につきましては、電動介護ベッド5台、車いす3台、入浴ストレッチャー1台などの購入費としまして183万7,000円を計上いたしました。

4目の保健衛生費につきましては、医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主なものでございます。備品につきましては、吸引器、パルスオキシメーター各1台を養護と案分で計上いたしました。

次に、議案第8号 平成19年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計につきましてご説明を申し上げます。

概要説明書の7ページをお願いいたします。1款の民生費1項の養護老人ホーム事業について申し上げます。

1目施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員3名分の報酬及び一般職員12名分の給料等の人件費関係が主なものでございます。

2目施設管理費につきましては、施設整備事業としまして、特養と案分で同じく受水槽の上屋設置工事、喫煙所設置工事、高圧受変電設備の増設工事等を83万8,000円で行う

ものでございます。備品につきましては、調理器具の老朽化に伴い、食器洗浄機、自動炊飯器を95万1,000円で更新するものでございます。また、入所者の高齢化、重度化対応事業としまして、居室2室のフローリング化及び車いす対応のための拡幅、スロープ化等の工事を108万4,000円で、また5室に手すり、換気扇等を81万4,000円で、汚水処理室を30万5,000円で設置し、利用者の安全と生活環境の向上を図るものでございます。

3目の施設生活費につきましては、施設利用者の生活にかかわる賄い材料費1,589万1,000円と、その他燃料費、光熱費等が主なものでございます。特定施設外部サービス利用事業につきましては、医療介護者に対する介護の外部サービス提供に伴う委託料につきまして、新たに2,219万1,000円を計上いたしました。そのほか入所者の健康管理委託、扶助費等を計上させていただきました。

4目保健衛生費につきましては、医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主なものでございます。備品としましては、やはり特養と案分で、吸引器等の購入を計上いたしました。以上でございます。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長(山崎一郎君) それでは次に、いで湯の里施設長お願いいたします。

いで湯の里施設長(山岸元春君) 続きまして、議案第9号 平成19年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計についてご説明を申し上げます。

概要説明書の8ページをお願いします。1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。

1目施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員15名分の報酬及び一般職員30名分の給料等の人件費関係等で2億2,746万5,000円を計上いたしました。

2目施設管理費では、施設一般管理事業として682万4,000円を施設管理需用費等として計上したほか、施設設備整備事業では施設の玄関屋根の雨漏り改修を計画をしております。また介護員室の天井改修及び照明器具の増設等で115万3,000円を計上いたしました。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかわる費用を計上し、備品関係では電動ベッド4台、包丁まな板殺菌庫1台、食堂のテーブル4台などの更新を、162万3,000円を計上し、利用者の利便性を図るものであります。

4目保健衛生費では、医薬材料費、入所者の健康管理検査手数料等で181万

6,000円を計上いたしました。

以上でございます。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長(山崎一郎君) 次に、菜の花苑施設長お願いいたします。

菜の花苑施設長(丸山善雄君) 議案第10号 平成19年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計につきましてご説明を申し上げます。

概要説明書の9ページをお願いします。1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。

1目施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員15名分の報酬及び一般職員28名分の給料などの人件費関係が主なものであります。

2目施設管理費では、施設を適正に維持管理するための需用費、役務費、委託料などあります。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかる費用として、賄い材料費、燃料費、光熱水費などが主なものであります。備品では利用者の重度化に伴いまして、電動低床ベッド2台、フードプロセッサー1台の更新、食品の安全を図るため、厨房用冷蔵庫1台の増設で92万8,000円を計上いたしました。

4目保健衛生費では、医薬材料費、入所者健康管理検査手数料などが主なものであります。備品では吸引器2台の更新で、8万7,000円を計上いたしました。

以上でございます。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長(山崎一郎君) それでは次に、ふるさと苑施設長お願いします。

ふるさと苑施設長(武田良平君) 議案第11号 平成19年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計につきましてご説明を申し上げます。

概要説明書の10ページをお願いします。1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。

1目施設総務費につきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員14名分の報酬及び一般職員29名分の給料等の人件費関係が主なものでございます。

2目施設管理費では、施設一般管理事業として需用費、役務費、委託料等が主なものでありまして、また施設整備事業として分煙化を図るため、喫煙所の設置工事を36万円計上いたしました。

3目の施設生活費では、施設生活費として施設利用者の生活にかかわる費用であります賄い材料、燃料費などの需用費を計上いたしてございます。入所者健康管理事業として、嘱託医報酬等を計上いたしてございます。備品といたしましては、折りたたみ式歩行器、加湿器、センサーマット等を新規購入を計上いたしました。

4目保健衛生費では、医薬材料費、入所者健康管理検査手数料が主なものであります。

以上でございます。

(事務局次長 挙手)

議長(山崎一郎君) それでは、最後にふるさと市町村圏事業特別会計について、事務局次長の説明を求めます。

事務局次長(関谷竹志君) 議案第12号 平成19年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。1款1項1目広域圏振興整備事業費699万6,000円ではありますが、継続事業として山ノ内町における観光の里づくり事業、広域観光情報化共同推進事業として、広域観光研究会の検討結果に基づく19年度対応分として、まだ対象に至っておりませんが、500万円計上いたしました。

続きまして、その下、平成19年度公平委員会特別会計予算ですが、1款1項1目138万2,000円ではありますが、4回の定例会と臨時会の運営費であります。

議長(山崎一郎君) 以上で、事務局次長並びに各施設長の補足説明を終わりいたします。

20 議案第14号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

議長(山崎一郎君) 続いて、日程20、議案第14号 公平委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 議案第14号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、現委員の高橋多紀栄氏の任期が、来る4月24日をもちまして満了となります。後任の委員として、再度、高橋多紀栄氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

（散 会） （午前10時57分）

平成19年第1回北信広域連合議会定例会会議録(第2号)

平成19年2月16日(金) 午後1時開議

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 議第2号 豪雪地帯における異常寡雪対策を求める意見書について
- 5 閉会

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(22名)

1番 勝山泰明議員	13番 富井耕一議員
2番 荻原勉議員	14番 武田貞夫議員
3番 宮崎元明議員	15番 渡辺正男議員
4番 高橋正治議員	16番 山崎一郎議員
5番 林紘一議員	17番 青木豊一議員
6番 小林洋之議員	18番 (欠員)
7番 山上政彦議員	19番 藤木八十治議員
8番 島田伯昭議員	20番 久保田三代議員
9番 西条豊政議員	21番 西澤忠和議員
10番 竹内卯太郎議員	22番 渡邊力議員
11番 高木尚史議員	23番 武田典一議員
12番 坂原シモ議員	

欠席議員 次のとおり(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長	西原 仁	副主 幹	小野 幸司
事務局次長補佐兼総務係長	石川 保文	主 査	西田 幸一
保険福祉係長	養田 昭二		

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合 長	青木 一	幹 事	土屋 喜久夫
副広域連合 長	石田 正人	幹 事	富井 俊雄
副広域連合 長	中山 茂樹	幹 事	齋藤 家富
副広域連合 長	柳澤 萬壽雄	事務局次長	関谷 竹志
副広域連合 長	河野 幹男	望岳荘施設長	湯本 和男
副広域連合 長	高橋 彦芳	高社寮施設長	池田 剛
助 役	小林 貫男	千曲荘施設長	町井 和夫
収 入 役	西川 詔男	いで湯の里施設長	山岸 元春
幹 事	小林 照里	菜の花苑施設長	丸山 善雄
幹 事	足立 正則	ふるさと苑施設長	武田 良平
幹 事	岩本 敏男		

(開 議) (午後 1 時 0 0 分)

(開会に先立ち、西原事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(山崎一郎君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第 2 号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長(山崎一郎君) 日程 1、これより議案質疑を行います。

なお、発言に際しては、議案にかかわる質疑についてのみ願います。

議案第 1 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例案について願います。ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長(山崎一郎君) なければ、次に、議案第2号 介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について行います。ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長(山崎一郎君) なければ、次に、議案第3号 平成19年度一般会計予算について願います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長(山崎一郎君) 11番、高木尚史議員。

11番(高木尚史君) 11番、高木です。一つは公債費のことについてお伺いをしたいわけです。それぞれ1億9,055万8,000円の予算があったり、それぞれの施設の元金、利子について計上されているわけですが、実は、国は平成19年度から3年間で5兆円規模の繰上償還を認めるという方向を打ち出してきています。それは5%以上のものについてということでありましてけれども、この予算書の中で、繰上償還に相当するのは一体どのくらいあるのか。そして5%以上の起債について、どの程度残っているのか、そのことについてお伺いをいたします。

議長(山崎一郎君) それでは、事務局次長。

事務局次長(関谷竹志君) お願いいたします。先ほどは、そういった数字があったんですが、長野財務事務所の方へ、そのことを確認してはみたんです。その場合に、市町村はもちろん対象なんですが、連合や一部事務組合の場合には、対象とするかどうか決まっていなかったということで、それで決まる時期も、今のところまだ未定だというようなことでありました。

5%以上は借りているのは、確かに2口、今あるんです。そのうち1口なんですが、旧望岳荘、前の改築する前の望岳荘なんですが、その短期施設、平成3年に借りてつくったものが、もう既に施設は壊したんですが、その残金が約560万円残ってまして、それについては、今回の制度じゃなくて別の制度で、補償金なしで繰上償還できることになったんで、それはことしといいますか、19年度一括で繰上償還するという予定にしております。

もう一つ、千曲荘の関係で資金運用部の関係で5%以上のものが6.2%、これが平成21年までですか、残っているのが1本あるんですが、これが今回の制度に該当するかどうかというのは、ちょっとまだ微妙だというような回答でございますので、保留になっております。もちろん適用になれば、前向きに考えていくというふうには思っております。よろしく

お願いします。

議長（山崎一郎君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） いずれにしても、今の答弁がありましたように、補償金が要らなくなるわけですね。今までは90%分の補償金を積まなければ繰上償還認めない、それが19年度からは補償金なしでということですから、まだ結論が出ていないようですけども、積極的な対応をしていただいて、なるべくやはり負担が軽減されるような、そういう方向でお願いをしたいというふうに思います。

議長（山崎一郎君） ほかにございますでしょうか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（山崎一郎君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 15番、渡辺です。予算書の38ページ、特別養護老人ホーム望岳荘。

議長（山崎一郎君） 今ちょっと一般会計の部分でお願いしたいと思うんです。

15番（渡辺正男君） 済みません、じゃあ間違えました。

議長（山崎一郎君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） なければ、次に議案第4号 平成19年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から、議案第8号 平成19年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算までの5議案についてお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（山崎一郎君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 15番、渡辺です。済みませんでした。先ほどの38ページ、短期利用者負担金の歳入ですけども、その中の保険者負担金の中に、特定入所者負担金という項目がないわけなんですけども、ほかの施設につきましては、この部分にも特定入所者負担金というものが見込まれているんですけども、これが入ってない理由についてお聞きしたいと思います。また、決算のときにもこの項目上がってなかったのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

それから44ページ、望岳荘の民生費の中の介護サービス情報公表手数料、これは、それぞれ特養の共通の項目ですが、それは制度改正の中で情報公表というようなことを義務づけられたと思うんですけども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから47ページ、使用料及び賃借料、この中に電解水生成装置借上料というのがある

んですが、そのそれぞれの施設で殺菌等に使われる機械だと思うんですが、ほかの施設ではオゾン水を使っているところと、この電解水を使っているところあるんですが、どちらの方が有効性があるのか、その辺についてお聞きしたいのと。電解水、それからオゾン水について、両方とも入ってないところが千曲荘でしたか、どこかあるんですが、この機械の必要性というか、有効性についてお聞きをしたいと思います。

同じページの、ちょっと戻りますが、その上の負担金補助及び交付金のところの、一番上の木島平の社協への負担金、それから木島平企業同和負担金ということで、額はわずかなんですが、他の施設ではこういう項目がないわけでありまして、ほかの施設との整合性についてお聞きしたいと思います。

それから58ページ、これはほかの施設も共通ですが、特殊勤務手当について、前年度と大きく変わったというふうに思うんですが、どういった特殊勤務手当の変更があったのかという部分をお聞きしたいと思います。

91ページ、90ページの財源と、91ページの基金繰り入れの関係ですけれども、養護老人ホームにつきましては、外部サービスが入るというようなことで、保護措置費は3,000万ほど削られているんですが、その分、介護保険の方で3,000万ぐらいふえているということなんですが、基金繰り入れにつきましては2,330万の繰り入れということで、大変な赤字経営といいますかね、経営するにかなり大変なんだなあというふうに思いますし、これだけ外部の事業所をお願いをしている中で、人件費ですね、その辺が余り減ってきてないというふうに感じるんですが、将来的にこの経営をどうしていくのかという部分をお聞きしたいというふうに思います。

それでは118ページ、特養千曲荘なんですが、委託料の中の人材派遣委託料353万6,000円なんですが、今までこういう人材派遣の委託料というのは、今までなかったような気がするんですが、どこにそういう必要性があって委託をされたのか、その辺をいただきたいと思います。

以上です。

議長（山崎一郎君） それでは順次答弁させますので、最初に、望岳荘の施設長からお願いします。

望岳荘施設長（湯本和男君） それでは、渡辺議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、38ページの短期利用者負担金のところの特定入所者負担金がないということでございますが、予算編成期、この対象になる低所得者層が利用された場合には、食費そのもの

が保険者負担の方に回るわけでありますが、予算編成時に当たっては、非常に18年度は数が少ない、利用者が少ないということで、今回の当初予算の盛り込み、計上は見送ってございます。17年度決算では、保険者の利用者負担金が出ておりますけれども、今年度はそうということで見送りをしてございます。

それから、次に46ページの木島平村社会福祉協議会負担金、企業同和教育推進協議会負担金についてでございますが、社会福祉協議会の負担金につきましては、村の老人福祉施設ということで、法人会員ということで社協に入っております、私どもの施設の方から評議員を出しまして、社会福祉協議会の運営について、協議に参加させていただいております。

企業同和教育推進協議会につきましては、済みませんが、去年のこの名称変更されまして、現在は企業人権教育推進協議会という名称変更になりました。これにつきましては、私ども施設は、役場に次ぐ職員の多さの施設でございますし、直接利用者の人権にかかわる仕事でございますので、この協議会に入りまして、人権教育を推進を図るというものであります。協議会の研修会に参加、あるいは年1回、私どもの施設内で協議会から講師をお願いして、職員の人権教育の推進を図っているところでございます。これは木島平村としての独自の対応を、私どももさせていただいておるというふうに考えております。

次に、同じく使用料のところの電解水生成装置でございますが、この装置は、いわゆる強アルカリ水と強酸性水、水を電気分解して両方に変えるという装置でございます。この装置は、主として使い方は野菜の殺菌に使用しております。強酸性水でまず洗い、洗浄を行ったあと、強アルカリ水で殺菌を行うという装置で、薬品を使わないで殺菌をするというものでございまして、平成14年に私ども望岳荘が、最初にこの装置を採用いたしました。それで残り他の施設も、その効果が非常に大きいという、安全性があるということで、続いて導入ということに至ったんですが、その間、新たにオゾン水発生装置そのものが製品化されまして、平成16年6月から、残りの施設が採用ということになった経過がございます。ただ、金額的には私ども非常に高いわけでありますが、6年契約で契約させていただいております。リース契約でございます。

私どもの施設の方は、以上でございます。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 今のお話しの中でですが、企業同和ですとか社協の会費、ほかの施設ではないようでございますので。

私、介護サービスの情報手数料の関係でございますが、これは介護保険法の中で義務づけ

られているものでありますが、介護保険事業者に対し介護サービス情報の公表が義務づけられておりまして、県の方で音頭をとりまして、調査しているんですが、県の指定業者が各施設内に回りまして、調査して公表ということで、介護サービス事業者は、特養のみならずすべて義務づけられているということでありまして、私どもの方では調査手数料3万6,300円、購入手数料1万4,000円ということで、県の方へ納めるもので、これにつきましては、これから毎年毎年かかっていくという内容でございます。お願いします。

それと特殊勤務手当の関係がありましたが、17年度までなんですが、福祉業務手当というのが施設勤務で正規職員全員に、それぞれ職種によりまして4,000円、5,000円、6,000円、特養の介護業務1万2,000円というような形で出ていたんですが、昨年の段階で、予算編成終わった後の段階ですが、これは時代のあれにもそぐわないしというようなことの中で、組合と合意を得る中で廃止をしたと、18年度で廃止をしたということでございます。

ただし、その死亡取り扱い業務手当、お亡くなりになられたときに、死体の清拭とかの作業があるんですが、その手当、1回1,000円、大体1回につき2人なんですが、それだけは残しておこうという、特殊業務手当を残しておこうということで残しました。

その関係については18年度から廃止なんですが、18年度の予算編成の段階では反映できませんでしたので、予算書を比較していただくと、ちょっと大きな差になっているのかというふうに思います。廃止は18年度からということでございます。

それと、養護老人ホームの外部サービスの関係でございますが、介護保険法の改正、老人福祉法の改正に伴いまして、養護老人ホームを利用されている方も介護保険を使えるようになってきました。使わなきゃいけなくなっております。そういう制度改正がされまして、千曲荘、高社寮、それぞれ介護認定を受けている方が、それぞれ50人のうち30人から40人いらっしゃるわけですが、そういう方たちは介護保険ということで、外部のサービスに委託して介護を受けているということでもって、高社寮は中野市社協、千曲荘は飯山市社協へそれぞれ委託をお願いしているわけなんです。

それに伴って、そういう制度改正に伴いまして、当然、その措置費というものが減額になるわけでございます。その減額になる分が高社寮で約2,300万、千曲荘で1,900万ほどあります。今度は逆にですね、施設が外部サービスを取り入れる特定施設というような形で認可を受けましたので、特定施設の業務としましては、ケアプランとか、安全確認、安否確認ですとか、見守りというような業務がありますので、それはやっておって、それは介

護保険の方から基本料金というようなことでもらうんですが、それは高社寮で約3,000万、千曲荘で2,700万円ほどでございます。

ただし、今度は逆にその実際の外部サービスを受ける分、料金をそれぞれの社協にお支払いしなきゃいけませんので、それが高社寮の場合で2,400万、千曲荘の場合で2,200万というようなことでなりますので、差し引きそれぞれマイナスになっていくということで、その分、基金からの繰り入れが必要になるということでございますが、私どもとしましては、今、社協にそれぞれお願いしている部分につきまして、私ども独自で事業所を立ち上げて、そこで介護をしていくと、ほかの施設で、もう既にやっているところもあるんですが、それに向けて、今、鋭意準備中でございます。それができますれば、そんなに期末にそれぞれの社協へお支払いする分が、自分の手元へ戻ってくるということになりますので、なからペイできるのかなあというふうに考えておりますが、社協の方にもご迷惑かけてはいけませんので、その辺もできるだけ速やかに、計画的に進めたいというふうには考えております。よろしくお願いいたします。

それと、千曲荘の人材派遣委託料の件でございますが、実は正規職員、嘱託職員大勢おるんですが、年間途中で、それぞれのご都合でおやめになる方がたくさんおられるわけございまして、千曲荘でも何人かおやめになったときに、すぐにハローワークですとか、飯山市の、そのときには防災無線等で呼びかけいたしまして募ったんですが、どうしても見つからないという事態に至ってまして、今年度、長野の人材派遣会社でいい方がいらっしゃるというようなことでお願いした経過がございます。その後、この方はおやめになったんですが、その方は来年もやってみたいというようなことで、今回計上したということでございます。

今は、現実には千曲荘ではほかの嘱託で見ついているんですが、望岳荘の方でもって、今度は逆にどうしてもいなくて、人材派遣をお願いしていくということが今ございます。そういうようなことで、なかなかそういう人材も見つからないような状況になってきておりまして、また場合によっては、そういうやり方も緊急避難的にやらせていただくというようなことでございます。この千曲荘の関係は、今申し上げたとおり、その当時の時点のところの予算編成でしたので、そういうふうには上げさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（山崎一郎君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（町井和夫君） 千曲荘でございます。先ほどオゾン水の設備等のリース料が計上ないというご質問でございましたが、千曲荘にはこのオゾン水生成器、購入して設置をし

てございます。したがって、リース料の計上はしてございません。

以上でございます。

議長（山崎一郎君） 渡辺議員さんよろしいですか。ほかにございますでしょうか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（山崎一郎君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 青木ですけれども、一つは全施設を通じまして、法改正に伴い、新年度の事業として利用者負担増がどういうふうになったのか、お伺いしたいことが1点です。

それから、職員の関係ですけれども、一つは施設長についてですが、ご覧のとおり正規職員の場合と嘱託職員という2種類があるわけですが、これはその施設のあり方の根本が問われる問題で、単なる立地の関係でこういうことになっているのか、その辺についてお伺いしたいことが一つ。

それから、提案説明で嘱託職員が、職員の関係についてですけれども、正規職員が全体として後退している中で、嘱託職員が増加しているわけですが、提案説明では、いわゆる代替職員というふうなことをお話しがあったわけですが、従来からも、施設における代替・代休が取りにくいというようなこともありまして、職員の増という問題が、要望なども来たわけですけれども、それがどういうふうになっているかということをお伺いしたいことが1点です。

それから、もう一つは非常に簡単なことですが、例えばですね、施設におきまして、髭剃りなどはこの加算としていただいているのかどうか。

この点について、以上の点についてお伺いしたいと思います。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） お願いいたします。1点だけ、介護保険法の改定の利用者への影響についてというようなことでございますが、この予算編成の関係につきまして、かわりについて一応申し上げたいというふうに思いますが、近ごろでは17年の10月改正と、18年の4月改正があったわけでございます。

17年の4月改正では、介護報酬の引き下げによって、利用者負担は18年は下がったんですが、あと栄養改正で管理加算が12円増、マネジメント加算で12円増、差し引き6円負担増になったということで、そのほかでは食費、ご存じのとおり食費が自己負担、居住費も自己負担というようなことになったので、それぞれ食費最高で1,380円、居住費が320円増というようなことになったわけです。予算編成におきましては、この部分につき

まして、18年度予算策定のときにも反映してございますので、その部分につきまして、19年度予算では同じでございますのでお願いします。

それと18年4月改正では、介護予防制度が創設されましたが、介護1というところから要支援1、2に分かれたんですが、要支援になった方は利用者ではありません。それと介護報酬が一律20単位引き下げとなって、その分まあ利用者負担も下がったということになるんですが、この分が18年度は反映してございませんので、平成18年度予算との単純比較で、約200万円ほど下がったというような計算になるかというふうに思います。

それと、先ほどの養護老人ホームの介護保険の関係ですが、外部サービスを導入するようなことになりまして、利用者負担も当然かかってくるわけですが、通常は1割負担なんですが、養護の場合には、そのほとんどの方が99%は基金から補てんされるというような制度になっておりますために、お1人平均1年間で1,000円から1,500円ぐらいの負担になるというような見込みの計算をしております。

それと職員の関係ですが、正規職員が減って嘱託職員がふえている状況はどうかというようなことでもあります。確かにそのとおりでございますが、今年度中に正規職員、あるいは施設長の嘱託化があるわけですが、18年度に比して19年度では正規職員が10人減になります。これに対して嘱託職員は16人ふやす予定ですが、中身的には施設長2人、介護員で13人、看護師が1人病気になってしまったという状況ですが、介護員につきまして、やはりちょっと何と申しますかね、勤務体制が厳しいというようなお話しただく中で、いろいろ検討したんですが、鋭意、夜間の充実を図りたいというようなことで、各施設嘱託ですが、介護員を入れて対応したいというふうに考えてございます。私どもとしますれば、この後の一般質問にも出てきますが、勤務体制等を同じくしておりますので、サービスが嘱託職員にすることによって落ちるんじゃないかというようなことはなかつもりでございますので、よろしく願いいたします。

議長（山崎一郎君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（湯本和男君） それでは、6施設共通かと思いますので、私の方から代表して答弁させていただきますが、まず嘱託職員含めまして、職員の休暇等十分行けるかということでございますが、勤務割り振りのときに、まずご本人の公休、希望する日に公休を割り振るように配慮をするほか、休暇については不自由なく取れるように配慮をしておつもりでございます。

それから髭剃りの加算の問題でございますが、これは髭剃りはすべて本人負担、本人の所

有ということでさせていただいております。女性の方も、場合によれば必要な方も出てくるわけではありますが、理美容のボランティアが来ていただく際に、必要な方については、その際きれいにさせていただくということにしております。

議長（山崎一郎君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） それでは、職員の関係についてですが、何か一般質問通告の内容がわからないので、あるかどうかということを確認してありませんが、じゃあ今の範囲の中で、じゃあお伺いしたいと思うんですけれども、こういう形で進んで行きますと、際限なく正職員が少なくなって、嘱託化されるということになるのかと思うんですけれども、この点について連合長にお伺いしたいんですが、いわゆるこの嘱託職員化という問題は、過去にも問題にいたしましたけれども、経費を削減するという点では効果があることは、給与実態から見ても極めて単純明快なわけであります。

しかし、施設利用者が、この安心してこの介護を受けられる上でも、やはり正規の職員がしっかりこの基本的には決めているということが、最も望ましいというふうに思うわけですが、結果的に新年度の新規採用、確かなかったかというふうに思うんですけれども、こういう形で、この正規職員の雇用を下げ、嘱託化をこのあくまで進められるのか。あるいはまた個人にこういう方法をとっておられるのは、どういうことを基準にしておやりになっているのか、そのこと、また将来についてのお考えについて、お伺いしたいというふうに思います。

なお、基本的な問題ですけれども、給食関係の正職と嘱託職員の状況をお伺いしたいと、以上です。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 議員のご指摘のとおり、正職員を許される範囲の中で嘱託化職員で運営をしていく、このことは間違いなく人件費、経費等で効果があることは紛れもない事実であります。しかしながら、一つの施設を設置責任者として運営していくのに、正職と嘱託との適正なバランスというものはあるかというふうに思っております。ですから、私どもは目標値を持って、そこまでは時間をかけて、年数をかけて、そこまではそういった嘱託の方法で行くという大前提は持っておるところであります。

しかしながら、嘱託職員が今現在の割合からいっても、また今後もう少し進んだとしても、そこを利用する施設利用者の皆さんにとって、受けるサービスには何ら変化がないように、嘱託職員にもしっかり指導を申し上げ、正規職員と同じ仕事を情熱を持って当たっていただ

くということ、これからも進めていくということでもありますので、ご理解をいただきたい
と思います。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 調理の関係の正規職員と嘱託職員がどうなっているかということ
でございますが、今現在、正規職員が調理員14人、嘱託が15、そのうち産休・育休代替
が5名という状況でございます。よろしくをお願いします。

議長（山崎一郎君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 今、お話しがありました、その基準を持ってということですが、
も、連合がお考えになっている基準をお伺いしたいことが一つと。

もう一つは、その正規職員も嘱託職員もですね、同じ、全く同じ仕事をしてもらっていると、
内容も変わらないということは、利用者から見れば大変ありがたいことですが、
逆にこの職員の立場からすると、同じ仕事をしていながら、結果として大きな賃金格差を生
じているということは、結果的にこの利用者へのさまざまな形でのサービス低下、もしくは
問題を起ししかねないというふうに思うわけです。そういう点で、やはりこの現状は嘱託職
員をふやされて、先ほどのお答えでは代替・代休等を利用しやすくするという、そのこと自
体はいいわけですが、同一労働であるならば当然同一賃金、あるいはそれに最大限近
づけるということが、やはり当然やっていかなければ、問題の根本的な、根本とは言わない
ですが、よりよい方向に進まないというふうに思うわけですが、そういう点で、嘱託
職員の待遇が、同じ仕事をしていただきながら、結果として大きな差が生じるということは、
私はやはり避けるべきだと思うんですが、そこら辺の職員、特に嘱託職員の皆さん方
の待遇問題についてのお考えを聞きたいと。

以上2点お伺いします。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 嘱託職員の関係でいろいろあったんですが、まず基準であります
が、私どもの方向性としては、やはり施設経営を考えて、一応平成25年までには正規職員
率65%まで持っていききたいという、一つの努力目標がございます。今はもう既に19年の
当初で70%ほど、この後また一般質問でも出てくるんですが、になる予定で、ちょっと予
定よりも早いかなというふうには考えているんですが、いずれにしても、そういう形で
正規職員を採用するということは、後年度負担もつきまといますので、なかなか採れないわ
けなんです、ちょっとそこら辺も含めて、また正規職員じゃあ昨年されなかったんですが、

20年度に向けてどうしようかなっていうことは、ちょっと考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。

それと嘱託職員の待遇でございますが、私どもも県下各地の施設の介護員等の勤務状況を調査する中で、ちょっと私ども介護職員の手当が低かったのかなってというようなあれもございまして、新年度からは介護員を中心に、大幅にアップする予定にしております。介護員で約1万円ほど上げて、その他、ほかのところでも数千円になりますが上げて、手当も率を上げたいというふうに考えております。

それと、嘱託職員と正規職員、同じ仕事をしていて云々というような話がありましたが、その辺につきまして、私ども常に正規職員に対しましては、嘱託とは違うんだよと、表面上同じことをやったって、正規職員になれば何と申しますか、経営のことですとか、利用者への待遇の向上ですとか、常に前向きにそれぞれが考えていき、嘱託職員との違いを見せてくれというようなことで、叱咤激励しておるわけございまして、そういったところへの頑張りや正規職員には期待しているというようなことございまして、よろしく願いいたします。

議長（山崎一郎君） ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） なければ、次に、議案第9号 平成19年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算から、議案第11号 平成19年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算までの3議案について願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（山崎一郎君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 15番、渡辺です。219ページ、特別養護老人ホームふるさと苑なんです。基金繰入金、財政調整基金からの繰り入れが4,840万円ということで、前年と比べましても2,380万円ほどという中身になっています。そのことにつきまして、221ページからの歳出の民生費の中の施設総務費ですか、この中で主に報酬から給料、職員手当、共済費等の人件費、賃金までありますが、大幅にアップをしています。特別その施設の規模が大きくなるわけでもなく、多額にこの人件費がふえている理由。それから、基金繰り入れを1年に4,840万円も入れなければ会計が成り立たないという、この点でちょっと心配をします。こういう人件費を大幅に見積もった、その理由についてご説明をお願いしたいと思います。

議長（山崎一郎君） ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長（武田良平君） それではお答えを申し上げます。最初に、歳出で委託になりますけれども、221ページの歳出の方から説明させていただきます。施設総務費で前年度比1,892万8,000円の増でございますが、この内容につきましては、1節の報酬で650万余円増でございますが、この内容につきましては、嘱託職員2名増と、その嘱託職員にかかわる報酬月額を増額によるものでございます。

それから、2の給料から4の共済費は、前年度比で1,386万2,000円増額になっておりますけれども、職員29人にかかわる人件費でございますが、増額の内容につきましては、給料で790万円余、手当等で283万円余、共済費等で300万余円でございますが、それぞれ退職、それから採用等がございますが、予算編成時と比較の増減。それと18年度の4月に他の会計との人事異動等がございますが、それらによる異動等が主な内容でございます。

それに伴いまして、歳入の関係で219ページになりますけれども、繰入金、前年度比で2,380万円の増であります。この増の要因は、前段で申し上げました職員人件費分、これは嘱託職員報酬と正規職員の人件費でございますが、それから2目の施設管理費の中に工事請負費がございますが、230万3,000円増となっております。これらの歳出の増に伴いますところの、繰入金の増額になった内容でございます。

以上でございます。

議長（山崎一郎君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） なければ、次に、議案第12号 平成19年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（山崎一郎君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） お伺いしたいと思うんですけれども、本予算案の中で新しく地域ふるさと市町村圏計画の基本計画の後期の案が、資料として提示されているわけなんですけれども、これを見ますとですね、もちろん議決案件でないことは承知しているんですが、例えば圏域の現状と課題というふうなことの中で、人口から、そのほかすべて、もちろん現状についてはわかるんですけれども、じゃあ後期にその施策的なことについては明記されているわけなんですけれども、こういう施策を通じて、同時にやはり広域圏が区域としてこの明らかになって

いったということが全くないわけですね。このことについて、どのような数値目標を持って、後期計画をこういう形で文言としてあるものを具体化されるお考えなのか。このことについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 後期計画につきましてですが、今、基本計画審議会を開催いたしました。来週も2回目を行うわけでございます。どのように実施していくのかというようなことのご質問ですが、何と申しますか、一応、基本計画としましてはその程度の内容にとどめて、細部については実施計画をつくっていく中で進めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

議長（山崎一郎君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） いわゆる市町村計画そのものは、数値目標として明記されているわけですね。しかし、現状、数値目標に対して前期でそういう方向に残念ながら進まないで、各市町村の総合計画、あるいは基本計画等の見直しの中で、人口減等されているわけです。そういうことからいたしましても、やはり数値目標として、このどういうやはり状況に広域圏全体がなるのかということが、やはり明確にならないと、その単なる文言がひとり歩きをするだけであって、圏内の住民の皆さん方に10年後の、失礼、5年後の広域圏がどういうやはり形になるか、ここをやはり明記するのが必要かと思うわけですが、その辺について連合長として、こういうやはり数値目標しかない状況の中で、計画が具体化されるということは、大変その夢も希望もなくなりかねないかと思うんですけれども、その辺についてどのようにお考えになっているのか、伺いたしたいと思います。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 数値目標がなければ動きようがないではないかというようなことかと思いますが、これについては基本計画でございますので、こういうような計画は、一定の方向性を示すという性格のものだというふうに理解してございますので、数値目標等につきましては、先ほど申しましたように、実施計画等で対応していきたいというふうに思います。済みません、非常に大ざっぱと申しますか、指標と申しますか、目標なんですが、基本構想の方には、大きな目標数字としては挙げはあるんですが、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

議長（山崎一郎君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） ですから、私はそのことは承知して、先ほども申し上げましたとおり、

基本計画、構想の中では数値は明記していると。その数値は、その後半の中でも、そこに向かってあくまで進むのか、その数値目標を変えなければならない状況が、実際に構成市町村の中で現実には行われていると。ところが連合の後期の計画には、その見直しがなくて、あくまで10年前の数値目標を定めていくと。これだと非常に実態に合わないものになっていってしまうのではないかと。そういうことで数値目標のない現状で言うと、もう基本構想の数字を目指すというふうに認識せざるを得ないわけですがけれども、しかし、それでいいのかどうか。そのことについて、例えばその前半の数字と、数値目標と、現在の実態を比較した場合に、数値目標を是正しなくてもよろしいというふうに判断されるのかどうか、この点について改めてお伺いしたいと思います。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 今のご質問ですが、基本構想につきましては、10年ということで、あと4年残っておるわけでございまして、この数値につきましては、かなりちょっと難しいなあと思われる、その差にあるわけでありますが、あくまでも残されたあと4年ですが、それに向かっていこうというような考えのもとに、後期計画を策定したいということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（山崎一郎君） ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） なければ、次に、議案第13号 平成19年度公平委員会特別会計予算について願います。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） なければ、次に、議案第14号 公平委員会委員の選任の同意について行います。

（「なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） ありませんので、以上で議案質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩としたいと思います。2時15分再開しますのでお願いします。

（休憩） （午後 2時05分）

（再開） （午後 2時15分）

議長（山崎一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2 一般質問

平成19年第1回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答弁者
		議席	氏 名	
1	施設運営方針について	1 1	高木尚史議員	広域連合長
	広域保健福祉推進方策研究会について			
	行政評価制度の導入について			
	北信広域圏サインシステム整備マニュアルについて			
2	栄村特養について	1 5	渡辺正男議員	広域連合長
	「地域発 元気づくり支援金」の活用について			
	二つの方策研究会の検討状況と課題について			
	障がい者を取り巻く実態の把握について			
3	入所基準など介護保険について	1 7	青木豊一議員	広域連合長
	西大滝ダムなど千曲川防災対策について			
	病院群輪番制病院について			

議長（山崎一郎君） 日程2、これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配付いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、施設運営方針について、広域保健福祉推進方策研究会について、行政評価制度の導入について、北信広域圏サインシステム整備マニュアルについて。

11番、高木尚史議員の発言を許します。

11番、高木尚史議員。

（11番 高木尚史君 登壇）

11番（高木尚史君） 11番、高木尚史です。通告をいたしました件について質問をいたします。

最初に、施設運営方針についてであります。高齢化社会が進行している中で、そして団塊の世代と言われている07年問題を含めて、ますます高齢者問題というのは多様な課題が、新たな問題として出てくるのではないかというふうに思います。

そのような中で、特別養護老人ホームや養護老人ホームのあり方についての多くの皆さん方の見る視点というものも、それぞれの時代によって変わってくるのではないかと思います。そのような中で、新たに新年度に向けて、それぞれについてお伺いをしていきたいと思えます。

それぞれの施設の介護度のランクによる入所者の見込みについて、まずお伺いをしたいと思えます。そして昨年、栄村に新たに特別養護老人ホームが開所をしたわけでありませうけれども、まだまだ待機者の皆様は大勢いるというふうに言われていますが、待機者の動向についてもあわせてお伺いをいたします。

職員体制についてであります。提案されております来年の予算書の中でも、望岳荘、そして高社寮が、新たに施設長が嘱託施設長になることになっています。これですべての施設が嘱託施設長になるわけでありませう。あるいは正規職員につきましても、前年当初の予算書と比較をいたしますと、正規職員が減員になり嘱託職員が増員という体制になる予算書であり、これらの実態と、特に施設長が嘱託職員化になることによって、責任管理者としての大きな問題が発生をするのではないかと思います。こういった責任体制の問題と、サービス体制についての問題がないのか、お伺いをしたいと思えます。

そして、嘱託職員の勤務条件と雇用条件についてであります。先ほどの質疑の中では、嘱託職員と正規職員の間で、特に正規職員については、その仕事の中身も含めて立派なことをしてほしいという、そういった旨の答弁がありましたけれども、嘱託職員についても、それぞれの皆さん方はその仕事に誇りを持って従事をしているわけですから、それらのことも含めて、それらにきちんと対応していく勤務体制や、雇用状況を整えるべきだというふうに思えますが、このことについてお伺いをいたします。

次に、広域保健福祉推進方策研究会についてです。昨年立ち上げがありまして、それぞれ会を重ねて研究を進めているようでありませうが、この位置づけと、今後の対応についてお伺いをいたします。

特に、今、公設民営なりあるいは民営化も含めて、施設の運営方針、あるいは運営内容についても、いろいろな角度から議論をされているようでありませう。その中で、長野広域でもこれらの施設の運営方針についても、既に報告が文章化をされて決まったようでありませう。それらの研究会の今後の、これからの3月までにご意見をいただくということでありませうけれども、これらの対応と、そしてその後の対応をどのようにしていくのか、お伺いをいたします。

次に、行政評価制度の導入についてであります。行政サイドではさまざまな事業をしているということから、行政評価を内部も、あるいは外部も含めて実施をしており、継続なのか、中断なのか、あるいは中止をするのか、さらに拡大をするのか、それぞれ議論されているというふうに思います。同様にこれらの施設のあり方についても、サービスを受ける側の皆さん、あるいはそこにサービスという形で入所にかかわっている親族やら、あるいは地域の皆さん、あるいはボランティアの皆さん、さまざまな視点から、その施設の内容について評価をしてもいいのではないかと。そしてよりよい施設としての運営を果たしていく、入所者に対してきちんと対応していく、そういうことも含めた外部評価制度を導入をする考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

次に、北信広域圏のサインシステム整備マニュアルについてであります。これは広域的観光推進幹線道路整備調査研究書に基づいて、このマニュアルが作成をされたものであります。既に道の駅などにつきましては、広域的なサインが既に建設をされております。あるいは誘導サインというものも、具体的にこのマニュアルの中で記載をされております。それぞれの設置場所や、あるいは設置方法や、あるいは図案なども含めて、既に動き出した事業ではありますけれども、今後どのように対応していくのか、そしてその投資対効果というものも、そういうものをどのように評価をしながら、この事業を進めていくのか。それは経費的には多額な投資になるわけですが、そのことについて、今後どのように対応されていくのかお伺いをして、最初の質問といたします。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） ただいまの高木議員のご質問に対するお答えを申し上げます。

まず1点目、施設運営方針についてであります。最初に、介護度別による状況であります。特別養護老人ホーム6施設における入所者の要介護度別の割合の数字につきましては、平成16年3月の時点と、平成18年12月末で比較をいたしますと、要介護1の割合が5.3%から1.9%、要介護2が9.4%から5.1%、要介護3が11.8%から11.6%、要介護4が27.1%から34.9%、要介護5が46.4%から46.5%となっております。

この数字から見ましても、この約3年間で要介護1、2の割合は減少し、要介護4の割合はふえており、全体的に要介護度が進んでいることがわかりいただけるかと思います。今後もさらに入所者の要介護度は上がっていくことが予想されます。

次に、待機者の動向であります。広域連合6施設における特別養護老人ホーム入所待機者数は、平成18年12月末で298人の待機者がおりましたが、平成19年1月末の時点では253人となっております。この待機者数が減った要因は、主には栄村に完成いたしましたフランスーズ悠さかえに入所されたことによるものであります。しかしながら、まだ250名ほどの待機者がおられると、この解消に向けては、現在、広域保健福祉推進方策研究会の中でも大きな課題として、現在、方策を研究しているところであります。

次に、職員体制についての質問であります。初めに施設長の件でございます。現在4施設の施設長が嘱託となっており、平成19年度において残りの2施設、望岳荘と高社寮が施設長が嘱託となる予定であります。これによりまして、全6施設の施設長が嘱託職員となります。施設長の人選につきましては、各市町村からご推薦いただき、的確に職務を遂行しております。なお、国が定める施設長としての資格要件があり、現在6施設の全員有資格者であります。資格のない者が施設長になった場合も、早急に資格取得させております。

それから、平成18年度と19年度の代替職員を除いた正規職員と嘱託職員の比率であります。22.1%から29.5%に上昇しており、ここ何年かは嘱託職員がふえてきているのが現状であります。このことにつきましては、施設の健全経営と人件費抑制の面から見ても、嘱託化はやむを得ないものと考えております。施設長を除く嘱託職員は、公平性を保つため公募にて募集を行い、面接等により採用を決定しております。嘱託職員においても正規職員と同じ勤務体制で、同様の職務を行っております。こうしたことから、責任体制及びサービス体制については、問題はないと考えております。

次に、嘱託職員の勤務条件であります。基本的には正規職員と同じで、月平均21日勤務で、1日8時間労働となっております。また、雇用条件につきましては、1年ごとの更新となります。更新の際は、できるだけ希望に添えるよう配慮しております。なお、専門性を高めるため、有資格者につきましては報酬月額を高く設定するなど、限られた財源の中でできる限り待遇改善を進めてきており、平成19年度も嘱託職員の報酬月額の増額を予定しております。こうした財政的見地からご理解いただく中で、今後とも嘱託職員については、できる限り働きやすい職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目であります。広域保健福祉推進方策研究についてであります。昨年6月に立ち上げいたしました広域保健福祉推進方策研究会であります。公募委員、市町村推薦委員、民生児童委員、協議会等の構成による委員19名、及び学識経験者から選ばれた1名に委嘱をいたしまして、今までに管内、管外施設の視察を含め、6回の研究会を開催して、方策研

究を進めてまいりました。

研究会では広域連合施設の老朽化の現状や、収支、資金等の状況、また長期財政計画、民間施設の状況等について意見交換を行い、委員さんからは管内行政の財政状況、また現在の社会情勢等を総合的に判断すると、民間への移行は必然的な流れで、やむを得ないのではないかということ。また、長期計画でシミュレーションすることが必要であると。また、入所者が多い状況では、入所待機者の対策が先決であることなどの意見をちょうだいいたしました。研究会での提言につきましては、現在まとめの段階に入ってきておりますが、近いうちに皆様方に報告できるものと考えております。

これまでの研究会での検討結果では、将来的に民間への移行はやむを得ないではないかとの意見で集約される方向になっておりますが、移管先の選定に当たっては、サービスの継続性、経営基盤の維持等の選定基準の条件整備や、職員の処遇にかかわる調整、起債償還等の問題等から、今後さらに具体的な推進計画を作成していく必要があるとの統一が図られたところであります。

今後、具体的推進に当たりましては、議員及び関係者の意見等をお聞きし、よりよい方策を進めていきたいと考えておりますので、何かご理解とご協力をお願いをしたいと思います。

次に、3点目であります。行政評価制度の導入についてであります。行政評価制度につきましては、住民ニーズに基づくよりよいサービスを効果的、効率的に提供することを目的として、行政経営の評価について、目標を明確にして客観的な評価を行い、その評価結果に基づく改善を反映される仕組みとして、昨今では各自治体で導入する背景がふえてきております。厳しい財政状況の中で最大の効果を上げるには、施設運営を利用者の視点に立って改善すべきところは見直しを行い、気持ちよく利用していただくことが重要な事項であると認識をしております。

当連合6施設におきましては、現在のところ、こうした行政評価制度を導入しておりませんが、今年度からスタートいたしました介護サービス情報の公表制度に基づき、県から指定を受けました第三者の調査機関により、各施設のサービスの内容等をそれぞれ調査していただき、その内容を公表しており、利用者、家族等が施設の情報を比較検討することにより、主体的に事業者選択が可能となりました。今後は外部からの評価を受けて、さまざまな視点から施設としての議論、目的、運営の取り組みが効率よく行われているか、分析する必要があると考えております。今後におきましては、組織市町村と連携を図りながら、情報を共有

する中で、外部評価制度の導入について、関係機関とも調整をし、検討をしていきたいと思っております。

次に、4点目であります。北信広域圏サインシステム整備マニュアルについてであります。北信広域圏サインシステム整備マニュアルにつきましては、北信地域を一つの観光地としてとらえるように、市町村で設置する看板について、デザインの統一化を目的に策定したわけです。デザインにつきましては、景観に配慮した地域性のあるデザインとし、設置場所につきましても、自然豊かな北信州の景観を阻害しないよう配慮してあります。

まず経費等の見込みであります。平成16年度からマニュアル作成と看板の設置をし、案内が必要な場所までにつきましては、市町村の意見を参考に、これまでに12カ所の設置をまいりました。事業費につきましては3年間で合計669万円であり、そのうちの3分の2の446万円につきましては、県のモデル事業により補助金を受けてまいりました。

また、その効果ということですが、マニュアル作成に当たりましては、県の関係課とも調整を行い、それぞれが設置するものについて、条例で定まったものを除き、できるだけマニュアルに準じたものを設置していくようお願いをしてきておりますし、市町村でもこのマニュアルに準じたものでご協力をいただいております。デザインの統一化により、北信州の統一したイメージの醸成が図られたのではないかと考えております。

さて、今後の対応につきましては、モデル事業が今年度で終了することもあり、広域的な案内につきましては、必要最小限の設置とし、本年度で終了をさせていただき、今後は既存看板の維持や更新を中心に行い、新規、新設の必要が生じたものにつまきして、関係市町村及び関係機関と協議をさせていただき、事務処理を進めてまいりたいということで、ご理解をお願いいたします。

看板の設置につきましては、費用対効果について明確な結果が出ないものであります。この地域にお越しいただいた方々に、ご不便をおかけしない範囲での更新等をし、この自然豊かな北信州のすばらしい景観を損ねないように、今後とも注視していきたいと考えております。

以上であります。

議長（山崎一郎君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） 継続をお願いいたします。

最初に施設運営についてですが、このことは2度目に質問いたしました広域保健福祉推進方策研究会とも若干かわりを持つというふうに思うんですが、それとか、あるいは職員体

制についてですけれども、どうしても嘱託員化をせざるを得ないというような状況、施設のいわば経費的な問題として出ているわけですが、既に平成12年から介護保険法がスタートして、2回報酬の改定がありました。その都度在宅重視という視点から、施設の介護報酬の単価が引き下げられてきています。

国の配置基準というは、一つは3対1というのが原則ですけれども、私はちょっとこれ疑問に思っているんですけれども、施設サービスで3対1、それが現在、1日の単位として要介護の場合974、それを手厚くということで3.5対1になりますと、要介護の5で1日単位877というふうになるんですよね。さらに4.1対1になりますと、要介護5が821という形になり、そういうようにして、なかなかその介護報酬のあり方そのものものも、施設の運営に大きなこういう問題を提起をしています。

さらに、国の介護保険制度改革の中では、平成26年までの目標を定めるということで、それぞれの市町村は、第3期の介護保険事業計画を策定をしていくわけですけれども、それで行きますと、国は例えばサービスの利用者をですね、平成16年度施設サービス系の場合、41%のものを37%以下にしようということで、それぞれの施設サービスの利用者が減るという方向を打ち出しています。

あるいは、先ほど職員体制の話も、質疑の中で事務局次長からの答弁ありましたけれども、正規と非正規の職員の比率を、一つの目標を立てていくという、そういう形の中できちんと対応しようと思えば思うほど、お金の面、経営の面で正規の職員で対応していくというのは、大変難しい状況になってきている。そこでやむを得ず嘱託員化を図って、人件費を何とか捻出しようということになっているんじゃないかと思うんです。

お隣の長野広域連合は、この介護と介護職員の比率は、国は3対1ですが、確か2.8対1ぐらいになっているようなんですよね。そうしないと、やっぱり人件費が出てこないということだろうと思うんです。そのしわ寄せがどこに行くのかということになってしまおうんだと思うんです。

そういう意味で、国の方針は方針として出されていますけれども、一番はそこに入っている入所者の皆さんの処遇が、サービスをどのように進めていくのかっていうことに尽きるわけですよね。ですから、そういう意味で、例えばやむを得ず嘱託員化を図るにしても、もう計画的に正規の職員が採用されずに、嘱託員化でどんどん穴埋めされるっていうことは、大変大きな問題を、これから生み出していくのではないかと思うんです。

特に07年問題で、60歳の方が定年を迎え、5年後には65歳、10年後には後期高齢

者医療制度がスタートをしていますけれども、75歳になる。そして高齢化社会の中で、今、言われていますように高齢者の1人単身世帯、あるいは高齢者同士の老々世帯という、そういう数がどんどんふえていく、核家族が進む。どうしてもこういった施設の利用を希望する人がどんどんふえる可能性が十分ありながら、その施設の数そのものが減少されていく。恐らく民間ではそれぞれ設立されるでしょうけれども、いずれにしても、そういう対応が多少おくれていってしまうのではないかというふうに私は心配をしているわけです。

そういう中で、施設の運営方針というのは、今まで養老院という時代はありましたけれども、現在の介護保険制度の中で、どういう対応を体制でしていくのか、そのことをきちんと進めていくということが必要なんではないかというふうに思います。改めて施設運営方針についてお伺いをしておきたいと思います。

それと、保健福祉推進方策研究会についてです。既に研究会で議論が重ねられていますから、6回重ねて、その中で一定程度の今後のあり方についての案ができたというふうに聞いています。一つお聞きをしたいのは、これらのアドバイザー1名の方なんですけど、私も十分存じ上げている人なんですけど、この方は栄村へできました特別養護老人ホーム博悠会の理事をなさっている方です。この方のアドバイザー、的確なアドバイスがあったと思いますが、先ほど連合長の答弁にありましたように、民間化をしていくというそういう中で、現在、既に栄村に開所をしている施設の方がアドバイザーになっているというのは、大変私は危惧をしたんです。

指定管理者制度の導入をされたときに、愛知県で、今までの実績がないから指定管理者にはそれは資格がない、認めないというようなことが大変多く発生をいたしまして、訴訟ざたにもなったというふうに聞いています。確かに新たなスタートを切るときに、経験がない、実績がないと言われるのは当たり前なんです。

そのときに、既に管内で民間の法人が、一つの施設を運営をしている。その方がアドバイザーになる。新しい提言ができて、例えばその施設の建設がどうやって進むのかはわかりませんが、そのときに真っ先に手を挙げるのは、実績があるそういうところが手を挙げるのではないかと思うんです。そうしますと、そういった可能性のある方が、このアドバイザーとして存在をするというのは、大変、今後のこういう施設のあり方を考えていくときに、大きな問題として出てくるのではないかというふうに思うんですが、そのことについてどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

そして、この施設の経営についてのあり方についての案なんですけど、実は長野広域連合で

も、既に今年の1月、今後のあり方についてという提言がまとまりました。その内容を比較をいたしますと、どうも、どうもというよりも、恐らく向いている方向が一緒ですから、出てくる結論は同じなんだろうと思うんですけども、余りにも似通いすぎた、文章化を含めて内容になっているというふうにしてならないわけですよ。そういう意味で、今後のあり方について、これからも十分な検討がされるんだと思いますが、この素案ができた段階で、パブリックコメントも含めて、住民の皆さん方の意見を聞くお考えがあるのかどうか。

長野はパブリックコメントを実施いたしました。そしてホームページでは、それぞれの会議の内容を会議録の要約として記載をされておりました。ところが本広域連合では立ち上げたというものだけが存在をして、一体どういう議論がされているのかということが、全く明らかになっていません。先ほどの連合長の答弁では、できた段階で議員と関係各位の皆さんにご意見を聞くということですが、果たしてそれだけで十分なのかどうか。このことについて改めてお伺いをいたします。

それと、行政評価制度の導入についてですが、実はサービスの第三者評価というのは、介護保険法で定められた介護サービス事業の評価と、社会福祉法などで定めている福祉サービス事業の第三者評価というのがあるんです。ご答弁では、県が事業主体となっている介護サービス事業の第三者評価についてがありましたから、そちらの方で行きたいと思いますが、福祉サービスの場合は約60万円ぐらいかかるらしいんですね、委託をすると。県の方がやるというのはやりいいんです。

それで基本情報と調査情報、私も県のホームページの中から、それぞれの施設の調査情報、基本情報を見させていただきました。公表されています。しかし、なかなか施設の利用者の皆さんは、そこにたどり着けないんじゃないんでしょうかね。県が公表しているといっても、どうしてそこに行き着くのか、そして縦列で、それぞれの施設の違いを、評価を見ることもできます。そうしますと、例えば高社寮と望岳荘の調査情報の中で、それぞれの施設の違いが出てきているわけですよ。そうしますと、同じ広域圏管内にある6施設が、対応がそれぞれ違っていることがわかるんです。あるいはその施設のホームページを見ますと、ホームページ中でも、それぞれの公表するホームページの姿も違います。

私はそれでいいと思うんですね。それぞれの施設の特徴や、あるいは地域の特性を生かして、それを皆さん方に見てもらおうというような、そしてその中身の問題も含めて、じゃあそれでは自分たちの施設はどういうふうにしていくのかということも含めて、調査情報などを含めて、十分やはり対応していくことが必要になる。とすれば基本情報、そして調査情報を

県のホームページで検索をしていますが、それぞれの施設が、この調査をした段階で自分たちの施設は調査を受けた結果、こういうところに問題が点があった、こういうところを改善しよう、あるいは地域の皆さんともっと連携を図っていこうとか、そういう評価を自分たちがしなければいけないと思うんですね。そこがされていないんですよ。

介護保険の方で定められているから、基本情報について報告をいたしました。調査されましたから調査情報を公表しました。それだけではなく、それをもとに、それぞれの施設が努力をするという、そういうことを、みずからの例えばホームページなりを含めて、明らかにすることが必要ではないかと思います。そのことについて改めてお伺いをいたします。

次に、サインシステムの整備マニュアルについてです。それぞれ主だった道の駅などについて、広域の案内看板が立てられています。既に答弁の中では18年度で終了ということですがけれども、莫大というよりも、かなり大がかりな経費をかけて、今後の維持も含めて大変になっていくのかなあというふうに思います。

そのことを考えてみますと、今後維持をしていく、このマニュアルの中では二、三年ごとにその見直しをし、場合によっては全面改築、全面改正をしようということも含めて書かれているわけです。そういった経費というのは、かなり膨大なものになるのかなあ。

そして、今、国際化とかいろいろ言われている中で、今は日本語と英語だけみたいですが、お隣の長野市では、韓国の皆さん方の観光の問題でを議論している、ハングルとか、そういう文字を使うことも、あるいは今これからはポルトガル語の使用の皆さんというのは、かなり大勢いる。そうしますと、看板そのものが限られたものですから、スペースはそんなにないと思うんで、それはどういうふうに工夫するのかという問題が残りますけれども、このそれぞれのサインを維持をする傍ら、見直しをしていく段階で、どういう方向で対応していくのか。立てただけで、あとはその補修費だけが支出をされていくというのでは、なかなか効果的な運用にはならないという思いがある。

そういう点から、既に打ち切られた、18年度に打ち切られる事業でありますけれども、場合によっては、それと同様なものを設置をする有効な場所とか、そういうものが、今の道路交通情報の大きな変遷の中で、あるいは道路改良の中で出てくる場合もあるのではないかなというふうに思うんです。そういった場合には、じゃあどうしようかという課題も出てきます。そういうことも含めて、この整備マニュアルについての、改めての答弁をお願いいたします。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 私の方から答弁できますことをさせていただき、またその不足部分は、また事務局次長、また細部の方は施設長の方から補足答弁をさせていただきたいと思えます。

それぞれの4件の質問に対して、それぞれまた突っ込んだような質問をちょうだいしたわけでありませぬ。

まず1点目の、施設運営方針についてであります、答弁でも先ほど申し上げましたとおり、栄に民設の施設ができ、また当連合といたしましても、安からぬその財政援助は申し上げてきた。とは申せ、そこで待機者の数が大きく改善ができたかと申し上げますれば、かかった費用の割には、待機者が多いだけに、なかなかどんどんと減らないという悲しい実態があったわけでありませぬ。でありますから、地域のこういった問題を考える、個々で考える基礎自治体、また連携プレーをする中で対応していかなきやいけない、行政組織での連携プレーでの施策等々それぞれできる、そういう持ち場持ち場で対応していかなきやいけないわけでありませぬけれども、今どうしても、それぞれの基礎自治体である市町村が財政が厳しい折、また負担金で運営しております当連合も、それら連動して財政厳しい折、なかなか待機者の数をです、一挙に消化しきるところでは、なかなか困難なことであります。

そんなことから、新聞紙上でも最近見かける、結構、大見出しで見かける件でありますけれども、特養を厚生連が運営をするという法案が、今、まことしやかに議員立法でもってできるかできないかということが報道されております。そんなことを考え合わせますれば、この連合管内には、厚生連北信総合病院があるわけでありませぬ、そういった運営の方までは、今は立ち入ったことまで申し上げることはできませんけれども、場合によっては、そういった北信厚生連がです、一部特養という形での運営方針に変えていくことも、まんざら夢ではないような気がいたします。そうならばなつたで、この待機者の数がです、ある程度消化をしていただけることを考えれば、ちょっとこれからのシステム変更の中で、明かりが見えたような気もしないわけではありませぬ。

ただ、それは私どもの努力でなるわけではありませぬが、その点はさておいてです、じゃあ今のこの現状の中で、私どもはどんな責任があるのかと考えますときには、今でき得る範囲の中で、今しているサービスの質を落とさずに、その後の体制がしっかりと整うまで、行政サービスが安定した、劣悪にならない、少なくとも今レベルをしっかりと維持するような、そういったサービスをしっかりと提供し続けることの責任があるのではないかとこのように思えます。そういたしますれば、この苦しい折、なかなか負担金で賄っております、私どもの

この連合で行っております福祉のことに关しましては、どうしても経営の効率化等も考えていかなきゃいけない。

でありますれば、先ほどの議案質疑の中でもありましたとおり、正職化、正職率、嘱託率等々を考え合わせますと、利用者の皆さん方にとってみれば、また利用者のご家族の皆さんにとってみすれば、不安等はお持ちかもしれませんけれども、あらゆる手だてを講じて、その不安を払拭してですね、できる限りの私どもの方のサービスを提供し続けなければいけないというふうに思っております。

でありますから、どうしてもその辺は浪花節的な話になってしまうわけでございますけれども、そこで働く職員たちのその心に、私どもが誠心誠意訴えてですね、サービスの質を落とさないように、心からの入所者に対するサービスをしてくださいとお願いし続けるということをお願いするしか、今、私の立場ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

二つ目の、方策研究会のアドバイザーの件のご質問でありまして、私はアドバイザーさんを1名委嘱を申し上げるときに、当然前段、ご就任をいただくそのお願いをした経過があるわけでありましてけれども、議員がご心配な点は、実は私も心配をしていた点であります。しかしながら、そういった民間の、特に博悠会、フランセーズ悠さかえを開設した博悠会の理事であるという以前にですね、私どものこの大きな課題を解決するためのグループの勉強会のアドバイザーとして、今、私どもの目にとまる人としては、最適なアドバイザーさんであるということが、実は人選で決定させてもらった理由であります。

ですから、今後これから民設民営、またグループホーム的なことも、恐らく研究会の報告書の中に盛り込まれると思っておりますけれども、大型施設の建設問題、またグループホーム的な建設問題等々の中で、アドバイザーさんの立場が悪くならないように、また連合としてその辺に不信を抱かれるような、あんまり適切でないというように思われぬような形をですね、私どもはその経過、過程の中をあらかじめあからさまにすることによって、地域住民の中でご理解をいただくものではないかと、こういうふうに考えておりますので、十分これからも注意して対応していきたいというふうに思っております。

それから、今までの研究会の内容をですね、今まで長野の場合はパブリックコメントを実施してきたと、私どもはこれから報告を議員各位に報告するとともに、公開すると言いながらも、ここまでの経過を公開してこなかったじゃないかというご指摘でありますけれども、いよいよこれからはですね、公開を幅広くさせていただき、多くの地域住民のご意見を聞く

という段階に、これから入るのではないかというふうに思っております。

報告書をいただいた上で、これですべて一件落着ではございませんで、いよいよこれから本格的に、連合としてのこれからの役割はどの部分にあるんだということを明確にしていかなければ、せっかくの1年間の研究をしたメンバーには失礼なことになりますので、いよいよ本格的なこれからの研究に、突っ込んだ研究に入るわけでありませうけれども、本当、当然の、そこにおいては、方式はちょっとまだ定かには申し上げられませうけれども、地域住民のご意見をお聞きするという行為は、そこには入ってくるもの、また入らなきゃいけないものというふうに、私自身も考えております。

それから、行政評価の問題でありますけれども、確かにそういった第三者による行政評価をいただくことによって、今まで私どもで気づかなかった、自分たちの施設のその不備な点、見えなかった部分の改善目標が見えてくることも十分考えられます。ですから、積極的にその方式を取り入れるよう研究するというのも、先ほど申し上げさせていただいたわけでありませうけれども、前向きに導入に向かって研究を進めていきたいというふうに思っております。不足部分はまた次長の方からお願いをしたいと思っております。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 高木議員さん、2回目の質問ですが、今の連合長答弁に補足いたしまして、最後のサインシステムの関係でございます。今後どのような方向で行くのかというようなことではございますが、先ほどの連合長答弁にもございましたとおり、今まで私どもで立てました看板についての維持や更新、そういったことは、もちろん私どもの方で考えていかなきゃいけないなというふうに思うんですが、今後の新規新設等につきましては、このサインマニュアルの何と申しますか、この趣旨と申しますか、デザインをできるだけ踏襲していただく中で、市町村の方で同じようなものを立てていくようお願いしてまいりましたし、これからはもっていくというようなつもりでございます。

ある市町村では、もう既にそういった形で取り組んでいただいているという実態もございませう。そんな方針で進みたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（山崎一郎君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） それでは、改めて質問をしたいと思っております。

まず施設運営についてですが、国の方針もいろいろあるんでしょうけれども、やはり特徴的には、長野県がこういった老人ホームを含めて、公設で運営をしてきたというのは、特徴的な長野県の姿だろうと思うんです。保育園もそうですけれども。ほかのところで行きます

と、例えば医療法人が病院と併設をすとか、そういう形の老人ホームというのは、ほかの県ではかなり多いようなんです。それが今の国の財政問題も含めて、あるいはその福祉の問題も含めて、今一番ターゲットになっているのが高齢者なんだと思うんです。

その中で、こういった施設の運営が、あるいはサービスを受ける側の負担の問題を含めまして、さまざまなその改正が進んでいったと思うんです。先ほども申しあげました医療費の関係で言えば、後期高齢者保険制度もそういうことだと思うんですよ。

そういう中で申しあげましたように、高齢化がどんどん進む、ひとり暮らしの高齢者や、2人世帯の高齢者世帯というものがどんどんふえていく。どうしても施設というものをお願いをしなければならないというのは、かなり多くふえていくんだと思うんです。その対応、受け皿を、やはり今まで連合が培ってきたそのノウハウというものは、きちんと生かしていくべきだと私は思います。

そういう意味で、この老人ホームの問題は、研究会の民設あるいは民間にというようなことが出ているようでもありますけれども、そのことは十分これから注視をしていきたいというふうに思いますが、同時に雇用問題についても、実は先ごろの新聞報道やテレビ報道がされていきました。労働者側と経営者側、そして県の機関、国の機関、四者の皆さんがそろいまして、正規職員の対応について共同のアピールを出したという、日本でも初めてのようでもあります。それはいわば格差社会とか言われていますけれども、正規雇用者よりもどんどん非正規雇用労働者がふえてきているという、そういう中で、正規雇用者をきちんと対応していかなければいけないのではないかというところから、四者の共同アピールになったようでもありますけれども、そういうように労働者側も、経営者側も、県も、国も、そういう方向で動いているわけですから、これらの正規職員嘱託員化の問題も、やはりそれらのことについて十分対応することが、別に問題にはならないのではないかとこのように思いますが、改めて伺いをしたいと思います。

研究会についてですが、先ほど長野と同様の中身になっているような気がするということなどを申しあげましたけれども、どうも長野の広域連合の場合は、養護老人ホームと特養の施設が併設をされているところは、同時移管とかの考えがあるようでもありますけれども、一つには老朽化した施設が改築の基準になっていくんだと思いますが、起債の問題も残っていたという場合どうするのかという、議論は当然出てきますから、起債は償還をされた施設ということに、当然限定をされていくというふうに思います。

そうしますと、こう指折り数えると、どこの施設というふうに具体的にもう名前が上がっ

てくるわけであります。私は昨年10月の定例議会に、ちょっと残念ながら欠席をしましたがけれども、その会議録を見ても、平成22年度ごろには、一つの施設の建てかえという、一つの時期が来ているという見込みのようなご答弁がありましたけれども、そういった建てかえ年度も含めて、それらの施設が具体的な固有名詞が出てくる以前の、やはりきちんとした対応というものを進めていかないと、先ほどの連合長の答弁にありましたように、これから正念場というご答弁をいただきましたけれども、そのことを早目、早目に手を打たないといけないのではないかというふうに思います。

ただ、待機者がまだ大変大勢の皆さんがいらっしゃいますから、施設の入所者の皆さんはそこに入っている、そうなった場合にどうなるのかという問題も出てきますし、そういう問題は、大きな関心と呼ぶことだというふうに思いますから、そういう早目、早目の対応をしていくことが必要ではないかというふうに思います。特に事務的なものとしてのホームページおけるそれぞれの会議録の公表などを含めて、どういうお考えを持っているのか、お伺いをします。

そして、整備マニュアルにつきましても、それぞれの自治体でも、いろいろな自分たちの観光や、あるいは道路網や、産業、物産なども含めて、いろんな工夫をしながら、案内表示板などを含めて対応しているのが今の現実だろうと思います。そういう中で、せっかく広域連合として幹線道路網の整備網調査とか、いろいろなことを研究してきたわけですが、そういうものを生かして、あるいはまた広域連合として、財政的な負担なども含めて対応していくことも、これも必要ではないかというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

最後に、連合長がお話にありましたように、それぞれの自治体がやはり財政が厳しいということは、私も十分承知をしています。そういう中で、それぞれの自治体がいろいろな知恵を絞って経費を捻出をして、連合としてのいろいろな形での負担金などにも対応していく、さらには一部事務組合の負担金の問題など、いろいろなこの地域としてのかかわりとしての横の連携としてやらなければならないことについて、自治体の側として最大限の努力をされているというふうに思います。

それで共通の目標に向かって、やはり進んでいくという、今後の連合のあり方も含めて、それぞれの連合長、副連合長の皆さん方の、連合のあり方の点について、そして財政面などについて、十分先ほど申し上げましたようなことに対応していただけるようお願いを申し上げて、質問を終わります。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） まず最初に、簡単な質問じゃない、施設運営で今まで連合が引っ張ってきたノウハウを生かして、建設を進めていくべきではないかというようなお話でございましたが、もちろん一応、今回の研究会では方向性が出されるわけでございますが、いずれにしても、今すぐどうかというようなことにはならないとというふうに思います。何年も何年もかけてというようなことにもなっていくと思うんですが、そういった中で、例えば民営化にしていくにしても、我々が培ってきたノウハウは生かしていけるんじゃないかなということで、できるんじゃないかなというふうには考えております。

それと、非正規がふえているというようなことで、施設運営として考えていくべきではないかというようなお話もございましたが、確かにそのとおりではございますが、まず経営、健全経営ありきということの中で、じゃあどういふふうに進んでいくかということの中で、ある程度の嘱託化もやむを得ないのではないかとということで、労働市場としましても、非常に格差社会が言われているわけでございますが、その辺は、なかなか国の方で是正していただくより、私どもの方ではどうにもなるような話ではございませんので、私どもとしても、目の前の運営を考えていくより仕方がないかなあというふうに今考えてございます。

それと研究会の関係で、対応ということでございます。当然お話しにありましたとおり、建てかえて経営も変わるという形になりますと、職員の問題、入所者の問題、いろんなことが出てくるわけでございます。ことしはある程度の基本的な方向を出してもらう予定ですので、それにしましても、また来年もつきまして、さらにじゃあ突っ込んだ形で具体化するにはどういふふうにご具体化を進めていけばいいのかというようなことも、研究していく必要が出てくるというふうに思っております、そのような予定もしておるということでございます。

それと、あとマニュアル、道路網整備等の関係につきましてもお話しがございましたが、その辺につきましても、事務局としましても精いっぱい取り組んでまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（山崎一郎君） 以上をもちまして、高木尚史議員の質問を終結いたします。

次に進みます。順位2番、栄村特養について、「地域発 元気づくり支援金」の活用について、二つの方策研究会の検討状況と課題について、障がい者を取り巻く実態の把握について。15番、渡辺正男議員の発言を許します。

15番、渡辺正男議員。

(15 番 渡辺正男君 登壇)

15 番 (渡辺正男君) それでは、発言通告書に基づきまして質問を行いたいと思います。

最初の、栄村特養についてであります。博悠会との協定、覚書等さまざまな取り決めがあると思うんですが、それはどうなっているか。これを1点目をお願いしたいと思います。

(2) 番目としまして、入所待機者数についてお願いをしたいと思います。先ほど連合長から広域全体の待機者数については報告がありましたので、重複は避けていただいて結構ですが、フランセーズ悠さかえの待機者数はどういうふうになっているかということです。それから、我々連合6施設の待機者と、このフランセーズ悠さかえに待機している方々との関係についてお願いをしたいと思います。

3番目ですが、入所判定基準は広域とどこが違っているのかをお願いをしたいと思います。

(4) 番目につきましては、入所者の介護度と所得階層についてお願いをしたいと思いますし、この介護度と所得階層については、広域の6施設との比較でお願いをしたいと思います。

大きな2番目ではありますが、長野県の「地域発 元気づくり支援金」の活用についてであります。この活用について、どこで検討して、どんなふうに取り組んでいるかということをお願いをしたいと思います。

続きまして、大きな3番目です。二つの方策研究会の検討状況と課題についてということで、今、検討が進んでおりまして、年度内に報告というような話も先ほどありましたし、その中で、当然明らかになってきている点もあると思えますし、その中から見えてくる課題、(1) 番目としては、その検討の中で明らかになってきた問題点と課題についてお願いをしたいと思います。

(2) 番目としまして、双方の方策研究会にはアドバイザーさんがおられますが、このアドバイザーさんを、今後どうふうを活用をしていくのかという部分をお願いをしたいと思えます。

大きな4番目、障がい者を取り巻く実態の把握について。この1番目としまして、障がい者、それからサービス事業者、それから施設の実態調査を行うべきではないかということで、連合長の見解をお願いしたいと思います。

なお、子細につきましては、また再質問を自席で行いたいと思います。

以上です。

議長 (山崎一郎君) 青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) ただいまの渡辺正男議員のご質問に対し、お答えを申し上げます。

まず第1点目、栄村特養についてであります。博悠会との協定のご質問でございますが、平成15年に締結いたしました協定書並びに広域連合老人福祉施設整備事業補助金交付要綱に基づきまして、昨年11月末に補助金を交付いたしました。また居住費の減免につきましては、管内在住者に限り月額5,200円と決定させていただき、昨年11月に社会福祉法人博悠会と覚書を締結し、入所における負担軽減を図っているところであります。

なお、細部につきましては、事務局次長から補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

次に、フランセーズ悠さかえの入所待機者の状況でございますが、1月末現在で41名、このうち管内在住の方は30名とお聞きしております。また管内30名のうち広域連合の待機者名簿に重複して登録されている方は、16名という状況であります。いずれにいたしましても、入所判定事務等に当たりましては、今後、博悠会と情報交換しながら、連携を密にし進めていきたいと考えております。

次に、入所判定基準についてであります。広域連合及び博悠会ともに、介護度等の個別評価項目と、情報提供表に基づいて入所検討委員会での総合的な検討を行い、優先度の高い方から入所調整を行っております。入所判定基準の相違点といたしましては、個別評価項目の配点マニュアルであります。広域連合は、在宅サービス利用率の配点が50点、介護度が20点であるのに対しまして、博悠会はその逆で、在宅サービス利用率の配点が20点、介護度が50点となっております。この判定基準につきましては、広域連合では県の入所ガイドラインに沿って入所判定を行っております。

しかし、このガイドラインが実情に合ったものなのか、ほかの広域連合と連絡を密にする中で、入所検討委員会では平成18年8月の第5回から、平成19年1月の第10回までの入所検討委員会で、待機者状況等の把握や、県内広域連合、他県のガイドラインと比較、また在宅サービス利用率の配点を下げたシミュレーションを行い、その資料をもとにさまざまな立場の委員から意見等をお聞きしている状況であります。今後は各施設、関係市町村及び関係事業所等との調整も検討していく必要があるものと考えております。

次に、広域連合施設並びにフランセーズ悠さかえに入所されておられる方の、所得階層と介護度状況の違いはあるかのご質問でございますが、広域連合におきましては、旧措置者が86人入所されておりますので、単純な比較はできませんが、各段階とも多少の相違はご

ざいますが、ほぼ同じ割合となっております。これらの数字の比較につきましては、事務局次長から補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

次に、2点目の質問であります。「地域発 元気づくり支援金」の活用についてであります。この件につきましては、昨年度からのコモンズ支援金にかわるものとして制定された補助金制度で、住民とともにみずからの知恵と工夫により、自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的發展性のある事業に対して、平成19年度から実施される事業であります。この事業につきましては、当連合といたしましては、各市町村の事業との絡みもあり、連携を図りながら、有効に活用を推進していきたいと考えております。

また、利用要望の受付につきましては、基本的には各市町村が窓口となっており、広報誌やホームページ等への掲載をして周知を図っていただいております。当連合といたしましても、より効果的な事業が実施できますよう、今後もさらに市町村と情報を共有しながら連携を密にして、地域の振興に寄与できるように、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

次に、3点目の質問であります。二つの方策研究会の検討状況と課題についてであります。まず広域観光推進方策研究会であります。これまで8回の会議等を開催をいたしまして、委員の皆様には、毎回大変活発な議論をしていただいております。研究会の中では、それぞれの委員さんやアドバイザーの皆さんから、観光での広域連携は大変難しいということ。連携のイメージが、それぞれの委員さんの中で異なる、異なっていると。広域で連携するメリットが見えないということ。果たして連携を図ることがいいのかという、さまざまな意見を出していただきました。

こうして検討した結果、高速交通網及び高速情報網の発達により、より広域的で多様なニーズが求められていることから、地域が連携を図り、より効果的に情報を管理、発信することが重要であるという、一定の統一が図られたところであります。今後、まとめの段階に入りまして、近く皆様にご報告ができるものと考えております。

また、アドバイザーの今後の活用についてであります。今回の研究会は、国土交通省において行っている地域振興アドバイザー派遣制度に基づきまして、3人の専門のアドバイザーを委嘱し、連携の方策について研究をしてきたところであります。その研究結果を推進するため、平成19年度においては、具体的な事業展開がより効果的に進められるよう、引き続き1人の方にアドバイザーとしてお願いをしていきたいと考えております。

次に、広域保健福祉推進方策研究会の問題点や課題等のご質問であります。先ほど高木

議員にお答えしたとおりでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、今後のアドバイザーについてであります。現在、保健福祉研究会では学識経験者から1名を委嘱し、助言等をいただいておりますが、今後につきましては、現在検討しているところであります。

最後になりますが、いずれにいたしましても、二つの研究会とも今後の事業推進に当たりましては、議員及び関係各位のさらなるご理解、ご協力をお願いをしたいと思います。

次に4点目、障がい者を取り巻く実態の把握についてであります。10月議会で答弁いたしましたとおり、現時点での広域連合独自で障害者サービス事業者及び施設等の実態調査をする予定はございません。だが、ここで北信地域障害者福祉自立支援協議会が立ち上がりまして、その協議会に私ども広域連合もメンバーに入っており、実態等についても協議会として把握できるのではないかと考えておるところであります。この協議会は実施主体が市町村であります。圏域内の病院や障害者の団体、民生児童委員協議会等さまざまなかかわりのある34団体を網羅しております。広域連合といたしましても、この協議会の構成団体の一員として、今後、与えられた役割をしっかりと果たしてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） それでは、連合長答弁に補足しまして申し上げたいと思います。

栄村特養の関係でございますが、栄村特養の協定等の取り決めはどうなっているかという件についてでございますが、平成15年に結びました協定書につきましては、本管内の希望者を優先すること。建設費のうち個人負担の分の4分の1を連合が補助すること。連合管内の入所者に限って、居住費を補助金相当分を補助することなどが主な内容であります。

また、平成18年11月1日に締結いたしました覚書の主な内容ですが、管内入所者の居住費の減免額を1人月額5,200円とし、短期入所者も対象とすること。減免額補助金相当額に達した時点で終了すること。連合管内の入所希望者を優先させるため、入退所状況を随時連合へ報告することなどが盛り込まれております。

次に、広域連合が運営しております特別養護老人ホーム6施設の入所者の所得階層割合と階層別平均介護度の状況であります。平成19年1月末現在で、第1段階が11%で平均介護度が4.3、第2段階が69%で平均介護度は4.2、第3段階が15%で平均介護度は4.2、第4段階が5%で平均介護度は4.0となっております。これに対しまして、フランセーズ悠さかえの入所者の所得階層割合と階層別平均介護度ですが、第1段階が1%で

平均介護度は5、第2段階が65%で平均介護度は3.3、第3段階が20%で平均介護度は3.7、第4段階が14%で平均介護度は3.8となっております。

なお、本年度の介護保険法改正に伴い、要介護認定の認定区分が変わりましたが、当広域連合の入所者では、要介護から要支援に変更になった該当者はありません。

以上でございます。

議長（山崎一郎君） ここで暫時休憩したいと思います。それでは3時40分から再開をお願いいたします。

（休憩） （午後 3時28分）

（再開） （午後 3時40分）

議長（山崎一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それでは、再質問をお願いしたいと思います。

最初の博悠会との協定、取り決めの部分なんです、主に協定書、それから覚書、交付要綱ということで説明があったんですが、協定書、それからまた覚書につきましては、覚書の第2条施設利用者の入退所状況を随時連合へ報告するものということになっているわけなんです、入退所状況はその報告義務を2条で定めているんですが、この施設自体の経営状況というんですかね、その例えば決算でありますとか、そういった経営内容がわかるような、そういうものの提出というのは、取り決めの中にあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、先ほど入所希望待機者のところで、広域管内では253人、そのうちの30人の方じゃないな、これは16人ですね、253人中16人の方が両方に並んでおられるというふうに説明があったんですが、41人のうち、さかえに並んでおられる方が41人、そのうち30人が管内で、重なっている人が16人ということであります。この数字を見て、客観的にどんなふうに分析すればいいのかっていうのが、連合としてね、どう考えておられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

ですから、さかえには並んでも、ほかへは並ばないという方がおられるということですね。その辺、広域の待機者の解消のためにというようなことで、民設民営で補助金を出してやったわけですけども、その辺のこっちは並んで、こっちは並ばないという方が大勢あって、相変わらずこの管内ではない方がやはりおられます。そうした中で、最優先をすると、管内を最優先するというふうに協定書ではうたってあるわけですが、この数字を見て、連合長としてどういうふうに分析されて、どう考えるかという部分をお聞きしたいと思います。

す。

それから、現在入所されている方の中で、管外の方が前回ご説明ありました十数人だったかと思いますが、その管外の方の中に、長野県以外の方もおられるのか、その辺を確認しておきたいと思います。

それから、入所判定基準のことですが、先ほども広域の判定委員会、それとフランセーズ悠さかえの検討委員会とが、その個別の配点の違いということで、在宅サービス利用を50点見ている当連合と、20点というふうに見ているフランセーズ悠さかえですけれども、この辺で整合性ですよね、私ども補助金出して、また管外でのその整備計画に基づいたその数字の中で、この施設というのは補助をしてやっていただいたという部分があると思いますので、県もこうした入所のガイドラインというのは、今後見直しをされるというようなことがあると聞いておりますし、状況を把握しながら、ご意見を聞いているところだという、先ほどの説明がありました。この県のガイドラインの行方ですね、これはどんなふうに、どんな点をどう見直していくような方向になっていくのか、おわかりでしたらご説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど介護度と所得階層について、連合長の方からは多少の違いというふうに説明がございました。その後、次長さんの方から説明があった数字を見ますと、多少の違いというふうに私思わないんですね。平均の介護度について、ちょっと所得階層ごとに先ほど説明されましたので、平均の介護度を説明していただきたいと思います。

先ほど、第1階層についてはフランセーズ悠さかえは5という数字でした。これは1%ということは1人ですよ、そうですね。ですから11%という当連合の第1段階4.3という介護度は、比較をすると高く見えるんですけれども、実際には低所得の方が1%しかおられないと。それから中心的なのはどこでも、どちらでも第2階層が主体になるわけですが、第3、第4と行きますと、フランセーズ悠さかえにつきましては、第4が14%、第3が20%と、当連合と比べますと、明らかに所得階層が2を中心として、1の方に比重が高いのが当連合で、3、4の方に比重が高いのがフランセーズ悠さかえというふうに、私は数字的にそういうように見ました。どういうふうに分析をされているのか、お聞きをしたいと思いますし、要介護度につきましても、フランセーズ悠さかえの方が明らかに低いんじゃないかなというふうに思います。その辺の説明と見解をお願いしたいと思います。

2番目の、元気づくり支援金ですが、先ほど市町村が窓口で、連携を図って情報の共有という説明でございましたが、この支援金につきましては、広域連合もその申し込みといいま

すか、企画を作文というんですかね、こういうことにこう使いたいので申請しますというように、広域連合でもできると思うんですよね。

今月二十何日だったかな、ちょっと日にちは定かには覚えてはいないんですが、締め切りになるんだと思いますが、そういった広域連合も対象にした、この補助金の制度につきまして、本当に検討されたのかどうかね、どう取り組んできたのかという部分をお話しいただきたいと思います。

県全体で、総額10億円というふうにお聞きをしているんですが、せっかくのこうした元気が、地域が元気が出るためにということで新設された、コモンズ支援金にかわるものですが、やはり広域でやろうとしていることで、今後取り組んでいきたい方向性というのがしっかりと明らかに見えているのであれば、この支援金、こういうふうに使いたいという、その方向性はおのずから出てくると思うんですよね。恐らくその広域連合としては、今回申請は出してないというふうには思うんですが、今後またこれも来年、再来年というふうにあると思うんですけれども、どんなふうにご相談したり検討したりする、その受け皿ですね、その方法をどう考えておられるかお願いしたいと思います。

それから、三つ目の方策研究会の部分ですが、一応、この二つの方策研究会が本年度で終わって、若干アドバイザーさんに残っていただいて、事業、計画的に定められた、研究会の報告に定められた事業展開の中で、しばらく働いていただく方もおられるということで、説明は受けましたが、当連合の規約の中には、規約に定められた調査研究ということで、たくさんの方が挙げられておまして、広域的な道路網整備等、それにつきましては2年前、3年前ですか、広域的観光推進幹線道路網整備調査研究書ということで、平成16年の1月に出しております。

しかし、今回、観光と保健福祉の調査研究ということでご検討をいただいて、研究会を進めてこられたわけですが、いまだに手のついていない、この規約に定められた調査研究があるわけでありまして。その中には広域的な文化活動、施設の設置、また消防の広域化でありますとか、広域的な下水汚泥の処理というようなことで、これから調査研究をしていくんだということで、規約にしっかりと定められているわけですが、二つの研究委員会が、それぞれ方向性を見出して、ここで報告書を出されるということで、一定の任務は終わるわけですが、今後、こうした残っている課題につきまして、どんなふうに対応されていくのか、これをお聞きしたいというふうに思います。

また、先ほど高木議員の質問の中にもございましたが、保健福祉のアドバイザーさんです。

この方は名前は言ってしまうと池田氏という人なのですが、当連合がお願いして、栄村に特養をつくった、その博悠会の理事であるという方です。私も大変この保健福祉研究会の中で、先ほど連合長が説明されたとおり、もう民間への流れはとめられないみたいな、そういう結論の方に来ているという説明があったわけですが、どうも民間への流れは食い止められない、民間への流れの中で解決をしていくのが得策であるという、その部分というのは、やはりこの管内で事業を行っている、その経営の中に携わる方の偏った意見とは言いませんけれども、やはり危惧するところがあります。市町村なり広域が、この地域の皆さんに果たしていかなければいけない役割というのがあると思うので、何でも民間というような形で、効率、効率っていうことで推進することが、本当にいい福祉につながっていくのかというふうに、私は大変疑問に思います。

このアドバイザーの方は、今後どんな形でかわられるかという部分については、今後検討するということで、おやめいただくということじゃなかったと思うので、このアドバイザーさんに対して、今回連合が予算書との関係もあります、決算書等の関係もあるんですが、アドバイザーさんに対する報酬ですね、人件費等の費用弁償等、そういう部分で、今回予算書にもアドバイザーさんの部分載っております。予算書との関係で説明をいただければと思います。

それでは、4点目に障がい者の問題であります。私は昨年10月の一般質問でも、自立支援法の問題は取り上げて、この地域、北信圏内の実態調査をというふうに提案をしたわけなのですが、今回、先ほど連合長が言われました北信地域障害者福祉自立支援協議会ですか、こうした組織が立ち上がったということで、大変喜ばしいことでもありますし、連絡調整の機能も、また情報を集約する機能も果たしていただけるというふうに期待するところですが、この協議会が立ち上がったいきさつについて、どこが、だれが言い出して、どんな問題点があって、こうした組織が立ち上げられたのか、この辺について説明をいただきたいと思います。

2回目の質問は、以上です。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） それぞれの4項目について、ご質問を再度ちょうだいしたわけがありますけれども、私の方からは2点目、3点目の件についてご回答、答弁を申し上げさせていただきます。

2番目の、地域発 元気づくり支援金の問題であります。これは前知事のもとで、コモン

ズ支援金という名称のもと、7億円という貴重な県のお金をですね、当連合管内のそれぞれ話し合いのもとで分配をし、有効活用させていただいたわけでありませけれども、今度の新知事のもと、名称がこのように変わりまして、10億円という、3億円を加えました10億円という規模の総額をですね、それぞれの圏域に分けて配分され、そしてさらにその構成市町村で話し合いの中で使わせていただくわけですが、基本的に、これは各それぞれの市町村、それから広域連合を含めたグループだったり、やる事業であったりですね、そういった問題もすべて市町村の窓口で申請し、それがかなえば使うことができるということで、ありがたい財源であります。

そのことから考え合わせれば、私は何が何でもいただけるお金だから、連合でもそのための事業組み立てをしてですね、申請をしていただくというのは、これは一番じゃないかというふうに思っております、もちろん今回この申請するかしないかは、検討した結果、今年度は見送ったわけでありませけれども、これはほかの市町村が今申請してくるだろういろんな案件、また地域で活動している民間の方々を中心としたグループが申請するだろう案件等々を考えたときに、それに割って入ってですね、広域連合が今主張する事業が、この性質に見合ったお金を主張する、その事業がですね、果たしてあるのかどうかを考え合わせるときに、それこそ同じこの10億円のうちの配分、分配されるのは正確には聞いておりませけれども、前回の7億円のときには、確か6,000万円の弱のお金だったというふうに思いますけれども、そこへ3億円の分が加算されるわけありますから、7,000万か8,000万くらいというところが、この連合管内で分配されるその総額になろうかというふうに思います。

これはまさにですね、それぞれの財政で苦しむ、財源に苦しむ市町村が、この目的に合ったもののその組み立てをしながら申請することがまず一つ。だからこの連合ではなくて、地域でお金がないために、財源がないために、非常にまさにこの事業に見合ったような内容を持ちながら、事業をせずに、したくてもできないというグループの方々がいらっしゃるならば、そういった方々にこそまず優先すべきではないかというふうに考えたわけあります。

ただ、そういった市町村段階のグループであったり、その方々にも理解できる、この財源を使うのが目的でない、連合として立派に主張できる事業があったときには、これからほとんど主張すべきでありますけれども、そういった精神で検討した結果、今回は見送ったということであますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、3点目の研究会の件であります。民間の流れという中で、アドバイザーさんが

もう既に実績をお持ちでありますから、そのアドバイザーさんの偏った意見に支配された結果が煮詰められたのではないかという、その危惧といいますか、その懸念を議員は心配しておられたわけでありまして、それは先ほどの高木議員のときにも答弁させていただきましたけれども、19名の委員のもとで研究しているその課題であります。幾らアドバイザーさんの意見がですね、色濃く主張されたとしても、今この時期にそぐわないアドバイザーさんの意見だったならば、19名の委員の皆さんは、そうあってはならないはずであります。それぞれ経歴を持った方々が市町村から、地域から推薦されて来ている19名の委員さんであります。1人の意見に扇動されて、誘導されて出た結論とは、到底思えない結論として、委員の皆さんの総意として、私は受けとめているところであります。

以上であります。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） じゃあお願いいたします。

最初に、栄村特養の関係でございますが、決算などの経営状況の提出を求めているのかという部分でございますが、そのあたりについては、特に覚書等には載ってはいません。

それと入所者の関係、待機者の関係で30人、その中には重複されている方が16人、その辺はどういうふうに見るかというふうなご質問であったわけでございますが、まだまだ博悠会の施設もできたばかりでございますし、広域連合施設ほど周知されていないという部分はあるのかなというふうに思います。私どもとしましては、今後どんどんどんどん浸透していく中で、希望者がふえていくのではないかなというふうには考えております。

それで、管外の人がいることについてはどう考え、どう見るかということでございますが、できるだけ管内の人を最優先にするというのが、協定にもうたわれておるわけでございますが、先ほども申し上げましたとおり、全体にまだほかの施設ほど希望者が多くないということの中で、施設経営としますれば、満杯にしておきたいというふうなことの中で、ある意味、管外の人が入ってしまったのもやむを得ないのかな、施設経営自体は博悠会ですので、それ以上、どこまでうちの方とすれば言っているのかという部分もありますが、ある意味しょうがないのかなあというふうには見えています。

ただ、今後これからも、先ほど申し上げましたとおり、入退所状況を随時報告を求めの中で、強く管内入所者の優先については、主張していきたいというふうに思います。

それと、県外の入所者はいるのかということでございますが、津南町から4人入所されて

おるようでございます。

それと、先ほど広域の6施設と博悠会さかえの比較の中で、平均介護度で言ってほしいというようなお話がありましたが、広域連合の6施設の平均介護度が4.2ということであります。それで平均所得階層が2.1でございます。それとこれに対しまして、フランセーズ悠さかえですが、平均介護度、いただいた資料によりますと、平均介護度が3.5、平均所得階層が2.4というような状況になってございます。

それと判定基準、サービス利用率が私ども50点になっておりますが、博悠会は20点、その辺の整合性をどう考えるかということでございますが、私ども入所検討委員会の方でいろいろ検討する中でも、他広域とか見ているわけですが、大変いろんな考え方がございまして、博悠会と同じような広域も確かにございます。そういった中で、私ども研究も重ねておるわけでございますが、さっき、県のガイドラインがどうなるのかというふうなお話もあったわけですが、県のガイドラインの変更予定というのは聞いてはございませんで、県のガイドライン等を参考に、私どもの方が今研究を進めているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、一番最後の障害者の協議会の組織の立ち上がった経過というふうにおっしゃられたんですが、私どもの方でも、設立に関して障害者区分の審査会を持っているというような部分かと思うんですが、こちらに対しては呼ばれたってということで、正確な立ち上げの経過等については存じてございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） ちょっと答弁を漏らしてしまったことがございまして、研究会のテーマを変えて、今後設置をし、検討していくということの可能性はあるかないかの質問ございましたけれども、喫緊の課題として、今は二つのテーマに基づいて行っておるわけでありましてけれども、例えば議員さんおっしゃるような文化であるだとか、消防であるだとか、ある程度おっしゃってもらいましたけれども、そのようなテーマが広域として研究するタイミング、開始をすべきだというような時期が来たときには、また議会にお諮りして、研究委員会を立ち上げをすることはやぶさかでないというふう考えております。

議長（山崎一郎君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それでは、栄村の特養についてお願ひしたいと思います。まず、先ほど施設ができたという周知がまだなんで、今後また浸透してふえていくんじゃないかという話だったんですが、普通は先ほどの入所判定の基準の違いで、先ほどの介護度と所得階層

が違ってくるのは、基準が違うから違って当たり前だということなんだと思うんですが、所得についてはどうなんですかね、この入所の判定基準にしてないんですよ。けどもそのやっぱり第3段階、第4段階の方がフランセーズ悠さかえの方が多いですよ。これはやはり、その先ほどの在宅サービス利用率の対象の違いだけなのかなあというふうに思うんですよ。本当に必要とされている人が入るかどうかということも、すごく大事だっというふうに思うわけでありませう。

この辺の介護保険の整備計画の中で、この管内の床数というんですか、その数がいっぱいになっているわけでありませう。今後考える場合に、先ほどの3番目のアドバイザーさんの方策研究会のその方向性とも、当然関連してくるんですけども、特別養護老人ホームの民間化というんですか、民営化、民間化、そんなような方向性が出てくるのかなあというふうに感ずるんですが、このやはり待機者数の解消については、民間にお願いするだけで解消はできないというふうに思いますし、本当に必要としている人に提供できるという方向には流れていかないんじゃないかというふうに、どうしても感じるんです。

ただ所得の高くて、安心してそういう新しいところに入れるという人で、この管内の基準にははまらないけれども、フランセーズ悠さかえのその算定基準には入るという人が、どうも入所できるという流れになってくるような気がするんですよ。だから、やっぱり自治体として、また広域連合として果たす役割というのは、本当に必要としている人が利用できる、だれが見ても優先順位間違っていないというふうにされていくのがいいと思うんですよ。

それでこの経営状況について、特に取り決めはないということなんですけれども、やはりこれは提出していただく方がいいんじゃないかなあというふうに私は思います。この協定書、覚書でもそうですが、定めない、3条ですね、本覚書に定めない事項については、甲乙協議するというふうになっておりますので、ぜひとも私たちは、議会は、この経営状況についてはやはり報告していただきたいなあというふうに思います。ぜひともそんなことで協議をしていただければというふうに思います。

先ほど連合長の見解として、この介護度と所得階層の違いとあって、本当は答弁いただきたかったんですが、考えがあったらお願いをしたいというふうに思います。

それからですね、障がい者を取り巻く実態についてなんですけど、昨年私もこの議会で取り上げたわけなんですけど、法の不整備というんですか、やはり法の欠陥というのが、もう明らかになってきたということで、私もその時点で、具体的なその通所をされている方の数字

も申し上げてお話ししたんですけれども、法律が昨年の4月に施行されて、半年もたないうちにもう見直しというようなことでね、国の方では特別対策、障害者自立支援法の特別対策ということで、昨年出てまいりましたけれども、やはり障害者の中から、これでは生きていけない、暮らしていけないし、とても親が親亡き後の本人の自立には、とても役に立つ法律ではないというようなことで、さまざまな人たちから、団体から指摘があって、国の方でも激変緩和というような言い方で、特別対策がされたわけでありまして、やはりこうした中で、この管内でも先ほども協議会が、さまざまな団体から望まれて恐らく立ち上がったと思うんですよね。

私は前回は申し上げましたが、広域連合として地域にあるサービス事業者や自治体の担当者、そういった中で連携とか調整役ということで、実態の調査をしながら支援できる、そういったものについては、連合としても検討していくべきだということで、連絡調整という部分でこのお話をしたわけなんですけれども、くしくも当連合ではなくて、恐らく社会福祉法人の事業所経営をされている団体の方から言い出して、お話があってこういう団体ができたとと思うんですが、このメンバーに入れてもらったことは、大変ありがたいことだと思います。そのままそこで情報のやりとりがあると思いますが、これに対してもいろいろ求められること出てくるというふうに思います。

この協議会について、先ほど34団体ということだったんですが、構成メンバーについて説明いただきたいのと、その会議の、この協議会の運営費ですね、その費用というのはどういうふうになっているんでしょうか。その協議会に私も期待する部分が大きいので、どんな協議会になっていくのか、これからどんなタイムスケジュールで、この協議会が運営されていくのか、どんな話し合いがそこでなされるのかっていう部分で、わかる範囲で結構ですので、説明をいただきたいと思います。

恐らく、そうした協議会の中で出てきた資料だと思うんですが、この北信圏内での自立支援法に関連する地域生活支援事業の実施状況ということと、6市町村の比較がされた表がありまして、中野市につきましては、移動支援とか日中の一時支援という部分が、利用者負担は5%になっているわけですね。そういう意味で非課税世帯ってというのがあります。飯山、山ノ内につきましては利用者負担は10%で、非課税世帯は無料という形です。そうした中で、栄村の場合は10%が、村民税課税世帯10%は変わりませんが、非課税世帯でも5%ということで、非課税世帯で5%取る自治体と、それから課税世帯でも5%という自治体が、この管内にもあるわけですね。

またこの自立支援法に当たって条例の設置をしっかりとしている自治体が木島平村です。ほかの自治体につきましては要綱とか、規則とかいうような形で出されていますが、やはり情報をお互いに各市町村連絡しあいながらというふうには、担当者会議というのはあるんだと思うんですが、やはり自治体によってその差が大変あるなあというふうに思いますし、そこで事業展開をしている事業所は同じなんですよね、高水福祉会というのは、この管内で障がい者の福祉に関してはやっていたいでいるんですけども、この自治体ごとにその制度が違うというような中で、やはり連絡調整が必要だと思いますし、障害者の置かれている実態というのを正しくつかんでいかないと、対応策も出てこないということなので、連合としてもこの協議会にはしっかりと連合としてこういうことができる、皆さんの意見を聞かせてくださいというようなことで、しっかりとね、自治体ともそうですし、いろんな団体のニーズとか、そういうのをしっかりとつかんできてもらうような形でお願いをしたいと思います。

以上、見解をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） まず研究会のいただいた報告書をもとにしてですね、民営化の中でということは予測できるわけでありましてけれども、だからといって、すべて今後その方向で賄いをするかのように、民間の皆さんの立ち上がるのを待つということだけが連合の使命で、役割を果たしたということにはならないかというふうに思います。

今、この時期の判断は、民営化の中でということの報告をいただくわけでありまして、これから今後、時代の流れとともに状況は刻々と変わるわけでありまして、その変わる中で、また連合自体がどうなっていくかわかりませんが、いずれにしる連携プレーでもって行うことに関しましては、そのときに合った、また研究会なり立ち上がってですね、方策が練られるのではないかというふうに思っております。

それから、連合とさかえの件で、所得階層の割合と階層の平均介護度の件で、私の見解はどうかということがございましたけれども、1回目のときの答弁でも申し上げましたが、多少という言葉の修飾語はつけましたけれども、相違はあるというふうに認めた発言をしたつもりであります。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） では、3回目のご質問に対しまして、補足して申し上げたいと思います。

まず、さかえ特養の関係ですが、所得について判定基準にしているのかという話ですが、

所得は基準にはなっておりません。ただ、前回にも申し上げましたとおり、生活保護の方1人入れなかった方がいらっしゃるんですが、これは生活保護制度の方で、ユニット型個室は入れませんよというふうになっておられるということで、入所できなかったという方がございます。

それと確かに比較すると高いのは間違いないんですが、これは民間だからってということではなくて、今、施設をつくるとしますれば、例えば連合でつくるにしましても、ユニット型個室というようなことでやらないと、交付金がもらえないということでございますが、そういう形でつくりますと、さかえ特養と同じ料金をいただかなきゃいけないという形になっておりますので、よろしく願いいたします。

それと、経営状況を提出してもらった方がいいんじゃないかということでございますが、この辺については、博悠会さんと話し合いをしていきたいというふうに思います。

それと、障害者の自立支援協議会の関係ですが、メンバーにつきましては、ここに三十何名とあるんですが、高水福祉会、それぞれ構成の社会福祉協議会、あとは障害者当事者団体、各市町村の。それと病院、あと安定所、北信地方事務所、保健所、養護学校、広域連合、あと各市町村6市町村、それと6市町村の民生児童委員協議会、それと北信圏障害者総合相談支援センターですか、というような団体が挙げられてございます。

その運営費の関係につきましては、先日の立ち上げの会議ではお話しございましたので、これから検討されていくのかなというふうに思われますが、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（山崎一郎君） 以上をもちまして、渡辺正男議員の質問を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山崎一郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

次に移ります。順位3番、入所基準など介護保険について、西大滝ダムなど千曲川防災対策について、病院群輪番制病院について、17番、青木豊一議員の発言を許します。

17番、青木豊一議員。

（17番 青木豊一君 登壇）

17番（青木豊一君） 青木でございます。通告いたしました3件につきまして、順次質問いたします。

最初に、施設入所基準など介護保険について伺います。昨年10月の連合議会における検討を約束された諸問題について、既に同僚の渡辺議員の質問と重複する部分がありますので、簡潔にお伺いしたいと思います。

最初に1点として、施設入所判定検討経過と結果について。2点、なぜ国の基準でなく県基準を採用されたか。3点、フランセーズ悠さかえの入所判定基準及び入所待ちの人をどう掌握されたか。

次に、介護保険について4点伺います。1点、保健福祉研究会の位置づけとまとめに対する対応。2点、フランセーズ悠さかえとの覚書と協定内容。3点、同施設入所者の実態。4、療養病床施設入所希望者の状況と展望についてお伺いをいたします。

第2に、西大滝ダムなど千曲川防災対策についてであります。さきの議会で、私は最近の千曲水害要因に西大滝ダムが起因しているのではないかと指摘いたしました。連合長からは手元に資料がない、あるいは東京電力や千曲工事事務所でも状況は認められない等の意見がありました。改めて西大滝ダムの期限切れを前にして、連合の対応及び影響調査についてどうお考えか、お伺いいたします。あわせて防災計画についてもお伺いいたします。

第3は、病院群輪番制病院についてであります。さきの私の質問に、各市町村と連携を密にし、五つのこの開所のため関係機関に働きかけてまいりたいとのお答えでした。最近のマスコミでも、県内の赤十字病院が救急診療を休止したとの大きな見出しがあります。管内でも人ごとではありません。人命にかかわる休日・夜間救急及び地域の実態、また今後の見通しについて、どう改善の方向が具体化されているか、お伺いいたします。

以上です。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 青木議員の質問に対して、お答えを申し上げます。

まず1点目、施設入所基準など介護保険についてであります。この件につきましては、先ほど渡辺議員にお答えをしたとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

次に、国の基準を当てはめた場合の支障についてであります。県に確認したところ、ガイドライン策定に当たって示された国の指針には、介護度等の個別評価項目の具体的な配点ではなく、勘案すべき状況として、介護度や家族の状況等を挙げています。広域連合の現在

のガイドライン作成に当たっては、県のガイドラインをもとに、構成市町村や特別養護老人ホーム施設長及び相談員等、また関連事業所とそれぞれ連携を図り、協議を重ねた結果、現在の指針となったわけでございます。

国の判定基準を当てはめた場合のご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、国の指針には個別評価項目の配点は示されておらず、また他の広域連合や、他県のガイドラインを調べてみても、個別評価項目の配点はさまざまであり、比較することが難しいと思われれます。ただ、入所検討委員会でのガイドラインの検証の過程で、さまざまな個別評価項目の配点をシミュレーションした結果では、待機者名簿の順位に余り変化は見られませんが、判定内容等につきましては、引き続き検討していきたいと思っております。

次に、フランスーズ悠さかえの入所判定基準につきましてですけれども、この件に関しましても、先ほど渡辺議員にお答えしたとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、入所待ち以外の者はどのようにして掌握されたかのご質問であります。広域連合はフランスーズ悠さかえの開所に伴い、昨年6月に、広域連合の待機者及び入所待機者のご家族全員に、入所申し込みの通知を送付し、周知したところであります。また管内各市町村及び各事業所へも、同様に申し込み通知を送付し、広く周知を図り、希望者等の調整等をお願いしたところであります。

次に、広域保健福祉推進方策研究会のご質問につきましては、先ほど高木議員及び渡辺議員にお答えしたとおりでございますので、詳細は省かせていただきます。

次に、フランスーズ悠さかえとの覚書、協定内容及び入所者の介護度別実態につきましてでございますが、この件につきましても、先ほど渡辺議員にお答えしたとおりでございますので、あわせてご理解をいただきたいと思います。

最後に、療養病床施設と待機者の状況についての質問であります。広域連合6施設における鼻及び胃ろう等からの経管栄養の方は、平成18年12月末現在で57人です。また広域連合で把握しております経管栄養等での入所待機者の数は、同じく12月末現在13人と承知をしております。今回のご質問につきましては、昨年10月議会でもお答えいたしました。医療技術が高い利用者の対応につきましては、安全面を考慮し、医療対応ができる病院等と連携をしながら、できる限り対応していきたいと思っております。

次に、西大滝ダムなど千曲川防災対策についてであります。最初に西大滝ダムに関する契約期限切れに対するご質問についてであります。関係機関に確認をしたところで、河川水

利権及び占有につきましては、平成22年12月までであると聞いております。また期限が切れる場合の対応についてであります。契約の関係につきましては、国及び県において対応しておりますので、広域連合で何か対応することは考えておりません。

次に、河川に対する影響についてであります。この問題につきましては、平成18年10月議会におきましてもお答えしたとおり、土砂堆積への影響はないということをお聞きしているところであり、また連合の事業として、影響についての調査は実施する予定はございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、なぜ防災計画に具体化されないというご質問であります。この問題につきましても、さきの10月議会、あるいは過去の議会におきましてもご質問をいただいております。千曲川の防災対策につきましては、関係する市町村及びそれぞれが加盟する協議会等により、国、県に対する要望活動などを積極的に行っているところであり、今後もその活動に期待をしていく、こういうようなお答えをさせていただいた経過がございます。現在もその方針に変わりございません。

また、千曲川の防災問題は、地域の重要課題の一つであるということは、広域連合といたしましても認識しているところでは、さきの議会におきまして申し上げさせていただきました。千曲川の治水を含む防災問題に関しましては、それぞれの関係機関が真剣に取り組んでいるわけで、関係市町村等におかれましても、防災計画等に盛り込まれており、対応をしているところであります。したがって、当連合として防災計画を策定する予定はございません。今後におきましても、関係市町村と連携を図りながら、広域連合としてお手伝いすることがあれば、連絡調整役として果たしていくことは、もちろん必要と考えておりますので、重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

次に、3点目であります。病院群輪番制についてであります。病院群輪番制病院は、休日または夜間における救急患者の入院、治療をするための病院であり、広域管内ではご承知のとおり北信総合病院と飯山赤十字病院の2施設があります。今回質問がありました医師不足につきましては、管内はもとより、他の地域でも非常に深刻な問題となっております。広域管内のこの二つの総合病院につきましては、特に産婦人科、小児科、内科などに医師不足が生じており、診療体制が維持できるか不安な状況にあることは承知しております。

また、先ごろ開催されましたボイス81地域会議でも、この問題を広域連合の共通課題として取り上げ、医療体制の整備を強く要望したところでございます。地域医療の充実、また救急医療体制の万全を図るため、今後も県や各町村及び関係団体等とさらに連携を密にし、

医師不足解消に向け、広域連合といたしましても、関係機関へ働きかけていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上であります。

議長（山崎一郎君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） それでは、自席で再質問を行いたいと思います。

最初に、判定基準についてでありますけれども、先ほどもいろいろありました。私はやはり先ほども指摘がありましたように、この管内においても、国の基準を使うところと、そうでないところが官民で違うということがあるわけです。なぜこのことを問題にするかといいますと、その先ほどもお答えがありましたように、連合、あるいは県では、いわゆる在宅において介護サービスをいかに使ったかどうかと、これがやはりこの点数全体の半分以上を占めると、こういうことであります。

在宅、いわゆる介護サービスを利用されるかどうかという問題は、もちろん必要度の問題もありますし、もう一つは、利用をしたくとも経済的な事情で利用できないと。しかし、それほど困っていてもこの利用ができない、してないということを通じて、結果的に順番がどんどん下がっていくと、こういうことが現実には起きているわけです。

私の知るところでは、ご家族が4人、お孫さんいますから5人なんですけれども、費用がかかるもんですから、そういう家庭の中で1人しか仕事ができない。こういう状況の中で、この結果的にサービスを受けないでいまして、たまたまその病気されまして、医療行為という形で施設に入所されたんですね。ところがその人に対して、介護施設でもあるんですが、そこで一度として、この介護保険というサービスをという方向へ受けられない。その結果として、このいわゆる申請してもうんと下になって、3けたにもさらに下がると、こういうふうなやはり状況がありまして、結果としておくれてしまったと、こういうことがあるわけです。

ですから、その利用するかしないかっていう問題は、確かに利用を向上するという点では、その利用度の高いところを大いに奨励すれば、利用が上がることは事実ですけれども、しかし、私たちは、このいかにしてそれぞれのご家庭において、この経済的な事情をかんがみながら、その高齢者の皆さん方が安心して生活ができる、そして介護保険が始まったときにも言われたように、だれでも、どこでも、いつでも介護保険の利用ができるという、ここの急所をやはり踏まるとするならば、やはりこの国が言っているように、その家庭における介護サービス、あるいは施設入所が緊急性があるとするか、そこをやはりやるのが、私はやはり

介護保険制度の趣旨ではないかと思う。

そうすることで、先ほどもお話しがありましたように、平成14年度に省令としてこの指定介護老人福祉施設については、入所申し込み者数が、入所確定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要程度及び家族等の状況を勘案し、優先的に入所させるべきだと、こういう省令があるわけですね。

そういう点からいたしましても、やはりその管内統一等、実態に即したこの入所措置をしていく上でも、私はやはり検討されているということですが、そういう形、国の基準に沿って、やはりやっていくということがベターではないかというふうに改めて伺いたいと思います。

なお、あわせて先ほどシミュレーションはしたけれども、そう変わらないというお話がありました。それはなぜかという、私もあるところでそういうことを聞きました。ところがそれじゃああなた方は10とか20とかというね、上位からその範囲でやっていけば、もともとその順位を決めたのは広域の基準で決めているわけですから、それはシミュレーションを幾らやったってそう変わらないですね。ところがこれはもっと100台までもっとしたときに、そこで初めてそのシミュレーションが、その実態に即したものになっているかどうかということ、その明らかになるわけです。そういう点で、そのシミュレーションというものは、一体どういうことを基準にして、その待ちの人たちのどこまでを対象にしてシミュレーションをなされたのか、改めて伺いをしたいというふうに思います。

それから、二つ目の問題は、このフランセーズ悠さかえに対して、10月議会で20名弱がですね、この入所を断られたと。そのうちの医療措置が無理のための3人がだめになったと、こういうお答えがありました。このフランセーズ悠さかえにおける、この療養病床の対象者がどれだけ入所されているのかどうか、このことについてお答えいただきたいと思います。

次に、このフランセーズ悠さかえとの覚書、協定についてですが、先ほどもありましたように、この北信広域連合として住民の皆さん方の税金を1億3,700万円余を導入しているにもかかわらず、全くひとりよがりの形で、現状は進んでいるというのが実態だと思うんです。これはやはり助成金という形ですが、ありがたかったとしても、私はやはり問題だと思います。

例えば、この覚書には1人当たりの助成、いわゆる制限額について出されているんですけども、この前議会でも渡辺議員も問題にされましたけれども、助成額だけしか、その軽減

の対象にされていないんですね。これはですね、当然このお金というものは、その民間施設が借りるか、預金からおろすか、いずれかじゃなきゃならない金だったんです。これをもしこの福祉施設ということで公庫の金を借りることができますから低利なんですね。2.1%ちょっとなんですけれども、それでも約20年間借りた場合に、この3,000万円という利息が浮くわけです。

ですから、この当然負担軽減には、そういうやはり住民の皆さん方の貴重な財政が投入されているわけですから、これをやはり軽減額から差し引くのが当然のことだと思うんです。それをあえてもろの数字でやられています。もしこういう形でやると、39年間だとすると、私では約6,000万円、6,000円から6,300円くらい、この軽減することができると思うんです。いわゆるこういうふうには、先ほど来財源問題についていろいろお話がありますけれども、例えば同じ博悠会がつくった更埴にできた、更埴ですよ、あれは1円も出してありませんから、全く民間が独自にやっていただいてもやむを得ないと思うんです。やはりそういう点で、こういう負担の問題についても大きな問題があります。

あるいは建物の減価償却39年ということになっていますが、今日の状況からいたしまして、この施設が倒産ということ、あつてはならないことですが、そういうことは当然あり得ることなんです。現に全国的にはあるわけですね。こういうやはり1億3,700万円のお金を投入したけれども、そのお金じゃあ全くこのいわゆるもろのものしか取ってない。もしこの企業が倒産なり名義変更なりしたときに、どういう瑕疵を我々がとることができるか。全く協定書にも覚書にもありません。

また、先ほど来の質疑をお聞きいたしましても、フランセーズ悠さかえはひとり歩きを基本的に行っているという状況ですね。連合が一つの施設をつくる、その代償として補助金、助成金を出しているんですから、当然そのフランセーズ悠さかえが連合の指針に沿った方向でちゃんとその営業、あるいはサービスを行っているかどうか、これはやはり日々検証し、連合議会に報告してしかるべきだと思うんです。

じゃあそういうことについても、覚書にも協定書にも全く明記されない。私はやはり1億3,700万余円のお金を投入した、そういう連合として、これはやはりこのまま見過ごすということとはできない。ぜひ覚書にも、先ほどの渡辺議員も提案していますように、決算書の報告を含めてきちっとして出すこと、先ほど私が言ったことを書いてもらうこと、あるいはやはり運営委員会なりね、連合の職員なり代表が入って、やはり日常的に、その連合の主たる目的であった待機者を減らしてですね、安心して高齢者とご家族が過ごせる、こういう

施設としてつくりうとしたわけですから、やはりそういう方向に進んでいるかどうかという、このチェックをきっちりと果たしていくというのも、私たち議会としても連合としても当然の責任だと思うわけです。こういう点について、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう一つは、やはり先ほどの保健福祉研究会の一定程度まとめた資料の対応についてですけれども、先ほど来のお話では、民間委託という方向に進んでいるわけです。私はやはり、この、そういうことも100%いけないということは言いませんけれども、しかし、私たちがこういう施設にどういう人たちが利用をされようとしているかっていうと、例えばある方はですね、この所得が2段階なんですね。ところがお聞きしますと、この年金は月にすると2万数千円と、これは所得2段階になっているんです。これもですね、私はやはり生活保護世帯に該当してですね、これは1でもいいと思うんですよね。しかし、これは2になっているわけです。こういう人が、この月に部屋代を含めて5万円を超えるお金を払わなくちゃならない。収入源はたった月2万数千円、そこから介護保険料が5万円を超える、これでどうしてこの利用料を払うことができるかどうか。

これには私、まだ調べてありませんけれども、やはり現時点は、この1人になっておましていて、生活保護対象者だと思いますけれども、結果的に前年の所得ということが対象になってくるのではないかと。こういう人たち当然入らなくちゃならないところに、やはり公が一定のやはりお金を投入してですね、そしてやはりこの特別養護老人ホームを維持し、そしてこうした皆さん方が安心して入れる、そういう施設を維持していくということは、私はやはり大事な問題だと思いますが、この点について、民間ありきではなくて、やはり公的責任というものをやはり明確にしていくべきだと思う。

そういう点で、先日というか、10月の議会の中なんです、質問したことに対して、古いところから言うと売ったということですがけれども、例えばそういう建てかえを含めて、民間移行ということをお考えになっているのか。あのときの答弁では、基金としてあるのはあと1施設を建てかえるかどうかくらいな金しかない、ということなわけですがけれども、このことについて、どのような見解なのかお伺いしたいというふうに思います。

時間も過ぎておりますので、西大滝の問題は言いたいことがありますが、後にいたします。

救急医療の問題についてお伺いしたいと思うんですが、ご承知のように、次長答弁の中にそのようなことを述べておられるわけですが、中野市、あるいは山ノ内等が中心的な病院として使っているこの病院がですね、いよいよ4月から整形外科医がいなくなってしまう。そ

のため交通事故など外傷による、いわゆる救急体制はとれないというんです。ここまで深刻な状況に来ているわけです。結果的に飯山日赤、あるいは須坂病院、市民病院等々に中野市の皆さん方が行かざるを得ない。

いわゆる連合長は、それぞれの市町村と連携云々というふうにおっしゃいますけれども、まさに時間なく交通事故、全体のこの管内で1割を超す交通事故、さらにさらに救急急病を含めれば4割ともなる。そのときに、いわゆる外傷性の救急外来が受けられない。これはやはりまさに深刻な問題で、病院を介護施設にするか否かという問題以前の問題として、いわゆる健康な人たちの人命にかかわる問題として、この問題はやはり本気で取り組んでいただきたいと思うわけですが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） まず1点目、フランセーズ悠さかえの広域の中での位置づけというお話であります。1億3,700万という連合としての助成をし、また公の資金も入って、民設のフランセーズ悠さかえは建設されたわけでありまして、もしこれが従来の連合の6施設と同じように、七つ目の施設として栄の地に私ども総意でもって、総力でもって建設した場合は、1億3,700万に限らず、その数倍のお金を投資しなければ建設できなかったわけでありまして、しかしながら、どうしてもこの連合管内の最後の市町村としての栄村には、建設はしていかなきゃいけないという、そんな大変な時期にも来ていたわけでありまして。

私は民設をしながらも、民設で出てくる企業が、こういった福祉の分野で十分その利用する皆さん方にも公設と変わりのないレベルでのサービスが受けれるという前提のもとに、民設がきちっと収支が合ってますね、経営をしていけるという姿形が計算できる、そんな時代の到来を待っているわけでありましてけれども、まさにフランセーズ悠さかえがですね、そのような形で、今後、健全な経営をしていくことを願うものであります。

さて、このフランセーズ悠さかえがですね、これからの実績として振り返ったときに、一つの先進例として、これからも私どもは民営化の中で、先ほども議員にもお答えを申し上げましたけれども、大型の施設、その中での福祉、またグループホーム的な小施設での福祉、これは両方とも相まって考えていかなきゃいけないようなご時世であるわけでありましてけれども、どちらの施設にしたって、それが長いこれからの先、未来永劫という言葉を使っていいのかわかりませんが、できるだけ長い期間、これからそういった対象者のいる限り

施設として存続することが大事なことであります。そのときに私どもが、公の連合という立場での責任を放棄するのではなく、いろんな形でもっての支援が大事なことであろうというふうに思っております。

さて、この問題はさておきまして、今もし1億3,700万という、そのお金をですね、民間企業からもしお借りをしてやった場合、3,000万円ほどのその金利が浮いてくると、その浮いてくるものを私どものお金を投資しているわけだから、だから今後39年間にわたって5,200円という軽減措置を、議員の試算では6,300円ですか、そのような形で反映すべきだという問題は、それは違うものではないかというふうに思います。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、基本的に私どもの今の体力では、これからどんどんそういう大型施設が建っていくという体力がないわけでありまして、民間の皆さんのお金を借りて、しかも収支があって、しかもサービスはレベルが下がることなくしていただくという前提でありますから、そういった民間の元気が、民間が元気に対応しなきゃいけないわけでありまして。

そんなときに、民間の金融機関から借りたものとしてですね、すべて金利分まで減免するようなことを還元してくれということですね、じゃあ私どものお金は使わなくとも、民間から借りていただくならば、これは連合との連携プレーは一切なくしてですね、ただ企業ベースでもって事を福祉のものがですね、企業ベースでやっていけるということになっていってしまうわけでありまして。やはり企業としての成り立ちと、公のとういお仕事をしているんだというような意識も、民間の皆さんにも持っていただくためには、私どもの貴重な財源を援助しているわけでありまして、それらの金利分まですべて還元しろという言い方では、民間が育っていかないのではないかと思います。ぜひとも民間にも福祉の分野でも、今後十二分に活躍していただけるという、環境づくりをつくっていくことも大事なことであろうというふうに思っております。ですから、その点は今私どもが決めさせていただいた5,200円の利用者に対する還元措置で、ぜひともご理解をいただけたらというふうに思います。

それから、研究会の問題でご指摘をいただきましたけれども、やはりこれは公的な責任はあくまでもつきまとう、決して民間にお任せ、全面的にお任せしながら、私どもの役割の中から、この問題に関しては荷が結構楽になったなあというような考え方は、毛頭持つべきではないわけでありまして、公的な責任は、先ほど渡辺議員にも申し上げましたとおり、これからはずうっと公的な責任はついて回る。それで公的なその責任の発揮の仕方、役割のその

表現の仕方は、その時代、時代、私ども経済的な体力に応じて、それは違ってくるものだというふうに思います。

いずれにしましても、公的な責任は放棄はしないという大前提で、これからも進めていきたいというふうに思っております。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 連合長に補足いたしまして申し上げたいと思いますが、当初の判定基準の関係があったんですが、国の基準でやっていくべきではないかということですが、私どもいろいろ調べてみたんですが、国の基準というのは明確ではなくて、県の方である程度の判断をするということの中で、国の基準そのものが明確なものではないですが、その考え方としましては、介護者の状況等も勘案すべきだというような項目も入っておりまして、私どもで今研究しています、その検討委員会のところでも、本当にそれは緊急なケースの場合については、何か逃げ道といいますか、つくるべきじゃないかというようなご意見もいただいていますので、その辺は何かルール化といいますか、していきべきなのかなということ、今後検討していきたいというふうには考えておます。

それと、そのシミュレーションの関係、どういう基準にしてやったのかというようなことでございますが、いわゆるそのサービスの利用が50点なんですが、それを40点にしたらどうか、30点にしたらどうか、20点にしたらどうかというような形でシミュレーションしてみたんですが、先ほど来申し上げましたとおり、あんまり変更なかったわけです。それで、もっと正確に30番ぐらいまでしかやらなかったんですが、じゃあずっと下の方までやってみなきゃいけないかなというふうには思っているんですが、ただ現実としまして、入所の際にお声がけできるのは、最高でも20、頑張ってみて30番ぐらいかどうかなっていうのが実態でございまして、そういう状況があって、30番までしかやってみなかったということでございます。お願いします。

それとさかえ特養に療養者がどのくらいいるのかというようなお話なんですが、これもちょっとお聞きしておりませんので、よろしくをお願いします。

また経営状況の提出につきましては、先ほど渡辺議員さんにもお答えしましたとおり、覚書にも、この覚書に定めない事項は云々とありますので、そういったところで、また話し合いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（山崎一郎君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） まだお答えになっていないんですけど。今の問題で言えば、ちょっと渡辺議員が質問したことについては言われていますけれども、私は、例えばこの不幸にしてやめざるを得なくなったときのことについてどうするか。あるいは運営委員会に職員もしくは連合の代表が入ってね、開くようにして、連合長が今言われるように、チェックしたり、協力できるところはもちろん私は協力することについて全く否定するわけじゃない。そういうことについてのお答えがありませんし、あるいはまた北病の整形外科がなくなって、4月からこの北信総合病院では整形関係が不可能になるという、こういうものに対してどういうふうにはやはり連合として対応されるのかお答えを。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 医者不足関係問題について、私の方から答弁をさせていただきます。

北信総合病院では整形外科、また飯山赤十字病院では小児科を中心として、大変厳しい状況にあるということであります。それぞれ近隣の市町村でも、個々の努力はしているわけでありますけれども、なかなか実効が伴っていないことは事実であります。

ただ、整形外科という一つの特化したご質問をいただきましたけれども、私が聞いているところによりますと、大変ベテランの経験が豊富な先生方というのは、なかなか今現実にはキャッチできない状況ではありますが、よしんばまだ経験がですね、浅い先生方で、もし来る方がいたときに、実はどうなんだろうという、そういう疑問を持ってですね、病院側へ確かめたところ、そういった若手の未経験の先生、経験の浅い先生方を獲得できれば、その指導的な意味も含めて、信州大学の方からベテランの先生が、研修を兼ねて派遣することもやぶさかではないという話も聞いております。ですから経験に対しては、そんなことを期待しながら、経験のあるなしにかかわらず、今いろんな情報をキャッチしているところであります。

またお隣、飯山市では、先ほども飯山市長さんにお伺いしましたけれども、特に小児科の問題では大変ご苦勞をいただいているわけでありまして、現実に小児科に限らずですね、ドクターを、現実のドクターをお持ちのそのご実家の親御さんたちに、直接市長さんみずから歩きましてですね、ふるさと飯山市、また飯山市周辺の医療を守るために、飯山赤十字に赴任していただけないかというような、具体的なお願いをしているということまで聞いております。そんなふうに、それぞれの市町村がそれぞれ努力する中で、今この問題と目標を解決すべく頑張っているところであります。

いずれにしても、議員各位も情報等をお持ちでしたら、お聞かせ願えれば、それに対

して一生懸命体を張って頑張っで動こうと思っでいますので、よろしくご理解をお願いしたいと思っでいます。

議長（山崎一郎君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 申しわけございませぬ。向こうの運営委員会でも入らせてもらうべきではないかというふうなお話ございませぬが、その辺の実態についても、ちょっと協議していきたくというふうに思っでいます。そういう運営委員会があるのかどうかということも、ちょっとつかんでおりませぬので、今後調査しながら、話し合いを進めていきたくというふうに思っでいます。よろしくお祈りします。

議長（山崎一郎君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 時間も余りないようですから、特にフランセーズ悠さかえの問題についてお伺いしたいと思っでいます。私もそのフランセーズ悠さかえと対比するということではなくて、やはりこの1億3,000万円を超える税金の投入があるわけですから、やはりこの、あるいはまた先ほどお答えもありましたように、連合として、どうしても栄村に一つの施設をつくらうと、こういう中であつた施設ですから、やはり民間が突如としてあの建物を建てたというものは、本質的には私は違うと思っでいますね。ですからやはり私たちとして、この施設と連携をとりながら、利用者も安心、そしてまた住民の皆さん方も納得できる、そういうやはりチェック機能を、やはりしっかり果たしていきたく、これがやはり連合として私は当然のことだというふうに思っでいます。

ひとり歩きされてないというふうにおっしゃいますけれども、例えばこの療養病床の人が入所されているかもわからないと。あるいはまた栄村で、栄の待機者が何人いるということについてもお答えがありましたけれども、やはりそれとこの連合がかかわっている待機者がミックスしていかないとですね、何か地域住民の皆さんからすれば、税金を出していたのにどこかから入っていかれると、こういうことでは、私はやはりいかないと思っでいますよ。まして10月に入所して、既にわずかの月日で安定したたとしても、30人の待機者がフランセーズ悠さかえを出ているというふうな、やはり状況を見たときに、一定の空きだとかというふうなことをある程度やって、文字どおり協定書にあるような地域全域の人たち、いわゆる管内の人たちが優先的に利用できる、こういうことを制度上もきちんとやはり確保していきたく、こういうことだと私は決して民間に対して迷惑かけないし、ある意味では当然のことだろうというふうに思っでいます。

そういうことで、その私たちは、やはりこの住民の皆さんの税金を使っているという、こ

の問題を重く受けとめて、やはり住民の皆さん方に最大限のサービスが提供できる、そういう施設になるように私たちも努力していきたいし、また施設自身も努力していただきたいというふうに思うわけです。

そういう点で、先ほど次長から提案いたしましたことについて、話をしてみるとということでありまして、ぜひ連合長としても、やはりそういう姿勢でこれに取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、改めてその点についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

なお、病院の問題についてですけれども、時間の関係等、連合ということでありましたので、あえて救急問題について申し上げましたけれども、病院の名誉のためにも4月からは救急をできる整形外科医がおいでにならないけれども、パートで日中だけは仕事はできると、こういう体制は確立されておられるようでありますから、ここはやはりはっきりして、ただ非常に救急を要する、緊急を要するときに、こういう状況でありますので、病院も努力していると思いますけれども、ぜひ連合としても、これに一層力を入れていただきたいし、また、飯山日赤等にも大変お世話にならざるを得ない、こういう状況も現実にあるかと思っておりますけれども、そういうことに、そのときにも、またぜひ同じ管内の問題として、好意的に受け入れていただけるように、また病院関係者の皆さん方にも、特別なご配慮をお願いしたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

議長（山崎一郎君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） フランセーズ悠さかえに対しましては、議員おっしゃるとおり、大変高額な交付金、私どもの連合管内のそれこそ血税が投じられているわけでありまして。であるからこそ、この民設のこのフランセーズ悠さかえには、健全経営のもとに安定した私どもの求めるサービスを、ずうっと持ち続けていただくことが前提条件であるというふうに考えます。となりまして、先ほど来議員がお話ししているように、経営内容も含めてですね、チェックをするということも大事なことかなあというふうに思うわけですが、そのあたりは、まだフランセーズ悠さかえとの協議が進んでおりませんので、また次なる課題として、私どもの方からその辺のお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしましても、私が先ほど最初に申し上げました、この民間の会社がですね、少なくとも立派な福祉をしながら、立派な福祉という仕事をしながら、立派に健全な経営をできるということだけは、これは私どもも支えなきゃいけないような大前提というふうに考えます。

そのことをうまく行けば、これからも民間会社で元気を出していただいて、幾つかの施設

等の建設も可能になってくる、その明かしにもなるうかというふうに思います。そういうことも前提にして、チェックの面をこれから持ち出していきたいというふうに思います。

議長（山崎一郎君） 以上をもちまして、青木豊一議員の質問を終結いたします。

3 討論、採決

議長（山崎一郎君） 日程3、討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。なお、発言通告書は事務局長のところにあります。

ここで暫時休憩といたします。5時20分から再開をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（休憩） （午後 5時14分）

（再開） （午後 5時20分）

議長（山崎一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論の通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎一郎君） 起立全員であります。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎一郎君） 起立全員であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成19年度一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎一郎君) 起立全員であります。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成19年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から議案第8号 平成19年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算までの5議案について、一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山崎一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成19年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から議案第8号 平成19年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算までの5議案について、一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第4号から議案第8号までの5議案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎一郎君) 起立全員であります。よって、議案第4号から議案第8号までの5議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成19年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算から議案第11号 平成19年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算までの3議案について、一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山崎一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成19年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算から議案第11号 平成19年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算までの3議案について、一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第9号から議案第11号までの3議案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎一郎君) 起立全員であります。よって、議案第9号から議案第11号までの3議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成19年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について採決いた

します。

お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎一郎君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成19年度公平委員会特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎一郎君) 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 公平委員会委員の選任の同意について採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎一郎君) 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり同意されました。

4 議第2号 豪雪地帯における異常寡雪対策を求める意見書について

議長(山崎一郎君) 次に、日程4、議第2号 豪雪地帯における異常寡雪対策を求める意見書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

6番、小林洋之議員。

6番(小林洋之君) それでは、提案説明をしたいと思います。この件につきましては、冒頭、追加上程をいただきましてありがとうございます。

ことしのこの冬の異常につきまして、やはり私どもこの地域にとっては、雪が必要なんだということが、つくづく実感をさせられた年でございます。雪が降らないということは、一つの災害なのだ、こんなふうには思わなければならない状況下にあるからであります。

そこで、温暖化という大きな環境問題はちょっとこちらに置いておきまして、別のところ

であります。この異常な気候に対して、行政の対応を弾力的に執行してほしいということで、意見書をといったところでありまして、お手元に配付いたしてあります案文の朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

豪雪地帯における異常寡雪対策を求める意見書（案）

豪雪地帯における住民生活の安全や社会基盤整備・地域経済の育成につきまして、平素より多大なるご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。特に冬期間の生活や社会活動に最も重要な除雪対策をはじめ、豪雪地帯の産業振興施策や、雪害救助等、格段のご高配を賜り衷心より御礼申し上げます。

当北信広域圏域は6市町村のうち5市町村が特別豪雪地帯、1市が豪雪地帯という全国屈指の豪雪地帯であり、そこに生活を営む私達は、この厳しい自然環境を克服し地域産業振興・活性化を目指し懸命に努力を重ねてまいりました。

しかしながら、本年は昭和7年以来の寡雪であり、スキー場を中心とした観光産業の不振、生活を支える除雪作業等の激減などにより、地域経済は危機的状況にあります。

また、道路除雪を請負う建設業者は、昨年の「18年豪雪」の教訓を基に機械の増強、オペレーターの確保等万全な準備をしましたが、本年度の寡雪により除雪作業が著しく減少しています。豪雪地では冬期間の工事発注もなく、このままで建設業者が疲弊し、地域経済の沈滞のみならず、次年度の除雪体制にも影響を及ぼすおそれがあります。

豪雪も災害であります。雪を産業とし生活している地域住民にとっては、寡雪も災害であります。地元市町村もそれぞれ寡雪対策に取り組んでおりますが、弱小な財政力ではその総合力に欠け、的確な効果に結びつきにくいのが現状であります。

つきましては、豪雪地帯における「異常寡雪は災害である」という見地から、地域住民あげて熱望する次の事項の実現にむけて、特段のご理解とご高配を賜りますよう要望申し上げます。

記

1. 寡雪により支出が少ない国・県道除雪費を道路整備・維持補修事業へ充て、更に早期発注により地域産業の安定と将来に向けての除雪体制の堅持が図られますよう取り計らい願ひたい。

以上、関係行政庁に提出をお願いしたいということでありまして。

どうかひとつ各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（山崎一郎君） 議案質疑を行います。議第2号 豪雪地帯における異常寡雪対策を求め

る意見書についてをお願いします。ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山崎一郎君) ありませんので、以上で議案質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のあります方は書面をもって議長の手元まで通告願います。
討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長(山崎一郎君) 討論なしといたします。以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第2号 豪雪地帯における異常寡雪対策を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎一郎君) 起立全員であります。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議長(山崎一郎君) 以上で、予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 2月定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本議会におかれましては、2月8日に開会をさせていただき、本日までの9日間にわたっての会期中、議員各位におかれましては慎重にご審議をいただき、上程を申し上げました各議案ともそれぞれお認めをいただきまして、まことにありがとうございました。

今後とも広域連合として、各市町村と連携を図りながら、広域連合が果たしていくべき使命に向け、職員一丸となって取り組み、活力ある快適で安全な圏域づくりをさらに推進をし、地域福祉の向上及び地域経済の活性化に向けた事業促進に努めてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、北信地域発展のために、さらなるご支援、ご協力を賜りますよう、今後ともより一層のお力添えをお願い申し上げますとともに、ご健康とご活躍をご祈念いたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。(拍手)

5 閉 会

議長（山崎一郎君） 以上をもちまして、平成19年第1回北信広域連合議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉 会） （午後 5時35分）

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成19年2月16日

北信広域連合議会

議 長 山崎 一郎

署名議員 竹内 卯太郎

署名議員 高木 尚史